1. 令和元年第1回郡上市議会定例会議事日程(第1日)

令和元年6月10日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 会期の決定
- 日程3 議案第1号 専決処分した事件の承認について(郡上市税条例の一部を改正する条例)
- 日程4 議案第2号 専決処分した事件の承認について(郡上市国民健康保険税条例の一部を 改正する条例)
- 日程5 議案第3号 専決処分した事件の承認について(平成30年度郡上市一般会計補正予算 (専決第2号))
- 日程6 議案第4号 専決処分した事件の承認について(平成30年度郡上市介護サービス事業 特別会計補正予算(専決第2号))
- 日程7 議案第5号 専決処分した事件の承認について(平成30年度郡上市小水力発電事業特別会計補正予算(専決第2号))
- 日程8 議案第6号 郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改 正する条例について
- 日程9 議案第7号 改元に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程10 議案第8号 郡上市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程11 議案第9号 郡上市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 日程12 議案第10号 不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に 関する条例について
- 日程13 議案第11号 郡上市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程14 議案第12号 郡上市病院事業の使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程15 議案第13号 郡上市大和古今伝授の里フィールドミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程16 議案第14号 令和元年度郡上市一般会計補正予算(第1号)について
- 日程17 議案第15号 令和元年度郡上市介護保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程18 議案第16号 工事請負契約の締結について(高鷲叺高原スポーツ広場第1グラウンド 芝生化整備工事(グラウンド整備))
- 日程19 議案第17号 物品売買契約の締結について(消防ポンプ自動車購入)
- 日程20 議案第18号 物品売買契約の締結について(消防小型動力ポンプ積載車購入)

日程21 議案第19号 物品売買契約の締結について(救助工作車Ⅱ型整備事業)

日程22 議案第20号 物品売買契約の締結について(建設機械(雪寒機械)購入)

日程23 報告第1号 平成30年度郡上市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程24 報告第2号 平成30年度郡上市国民健康保険特別会計(直営診療施設勘定)繰越明許 費繰越計算書の報告について

日程25 報告第3号 平成30年度郡上市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程26 報告第4号 平成30年度郡上市介護サービス事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程27 報告第5号 平成30年度郡上市工業団地事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告に ついて

日程28 報告第6号 平成30年度郡上市明宝財産区特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程29 報告第7号 平成30年度郡上市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

日程30 報告第8号 専決処分の報告について

日程31 議報告第1号 諸般の報告について (議員派遣・委員会の委員派遣の報告)

日程32 議報告第2号 諸般の報告について (例月出納検査の結果)

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。(18名)

1番	Ξ	島	_	貴	2章	F	森	藤	文	男
3番	原		喜与	美	4章	F	野	田	勝	彦
5番	Щ	Ш	直	保	6章	F	田	中	康	久
7番	森		喜	人	8章	F	田	代	はつ	江
9番	兼	Щ	悌	孝	10種	F	Щ	田	忠	平
11番	古	Ш	文	雄	1 2 種	F	清	水	正	照
13番	上	田	謙	市	1 4 種	F	武	藤	忠	樹
15番	尾	村	忠	雄	16章	F	渡	辺	友	三
17番	清	水	敏	夫	18章	昏	美名	泽		生

4. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長 日置敏明 副市長 青 木 修 教 育 長 泰 市長公室長 置 熊 田 日 美 晴 総務部長 乾 松幸 市長公室付部長 置田 優 健康福祉部長 美江子 農林水産部長 五味川 和田 康 浩 商工観光部長 建設部長 尾藤 遠 藤 正史 康 春 環境水道部長 馬 場 好 美 郡上偕楽園長 松井 良春 教育次長 佃 良之 会計管理者 臼 田 義 孝 郡上市民病院 消 防 長 桑原正明 事務局長 古田年久 国保白鳥病院 代表監査委員 大 坪 博 之

川 尻 成 丈 事務局長

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局 議会事務局長 大 坪 一 久 議会総務課主任 岩 田 享 一

議会事務局 竹 下 議会総務課長 光 補

◎開会及び開議の宣告

○議長(兼山悌孝君) 改めて、おはようございます。定めました定刻の前でございますけども、皆さん、おそろいでございますので会議規則9条の2項で時間より早く始めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議員の皆様には大変御多用のところを出席いただきまして、まことにありがとうございます。 ただ今から、令和元年第1回郡上市議会定例会を開会いたします。

ただ今の出席議員は、18名であります。定足数に達しておりますのでこれより会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配布してありますのでお願いいたします。

(午前 9時27分)

◎会議録署名議員の指名

○議長(兼山悌孝君) 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により会議録署名議員には、11番 古川文雄君、12番 清水正照君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長(兼山悌孝君) 日程2、会期の決定についてを議題といたします。

会期並びに会期日程については、去る6月4日の議会運営委員会において御協議をいただいております。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日6月10日から6月28日までの19日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日6月10日から6月28 日までの19日間と決定いたしました。

会期日程については、お手元に配布してありますのでお目通しをお願いいたします。

大坪代表監査委員におかれましては、大変御多用のところを御出席いただきまして、まことにあ りがとうございます。

◎市長挨拶

○議長(兼山悌孝君) ここで、日置市長より御挨拶をいただきたいと思います。

市長日置敏明君。

〇市長(日置敏明君) おはようございます。ただいま、開会に先立ちまして、石田誠前教育長から

退任の御挨拶がございましたが、石田前教育長におかれましては、長年、本市の教育に尽力をしていただき大きな功績を残していただきましたことに、私からも深甚なる敬意と感謝の念を捧げたいと存じます。

さて、令和元年第1回郡上市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、御参集いた だきまことにありがとうございます。

先月、5月1日、新天皇陛下の御即位に伴い、新元号「令和」が施行されました。「令和」には、「人々が美しく心を寄せ合う中で文化が生まれ育つ」という意味が込められているとのことであります。新しい時代が平和で、洋々たる麗しい未来が開かれますことを念願するものであります。

提案説明に入ります前に、3月定例会以降の市政の動き等について少し長くなって恐縮でございますが、大きく分けて6点ほど御報告をさせていただきます。

まず、第1点目、去る3月27日水曜日、明治6年にその前身が創設されて以来、140年余続いてまいりました西和良小学校の閉校式がとり行われました。常に地域とともにある学校として、長い歴史と伝統を積み重ねてきた西和良小学校でしたが、少子化に伴い、少人数の子どものための教育環境のあり方が課題となっておりました。PTA、自治会を初めとする地域の皆様には、この課題に正面から向き合い熟慮を重ねられ、そして、子どもたちの未来と教育効果を第一とし、和良小学校との統合という方向を打ち出されました。ここに至るまでの御労苦に、心より敬意を表するものであります。これからは、新たな教育環境において、子どもたちが伸び伸びと活動し、西和良そして和良地域が融合し一体となった教育風土が育まれるよう、見守ってまいりたいと存じます。

2点目、去る3月29日金曜日に、国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所から、「国道156号郡上大橋架替」の新規事業化の朗報がもたらされました。郡上大橋は、昭和32年に架設されて以来60年余が経過しており、老朽化と幅員狭小による大型車両の通行支障が問題となっておりました。対向する大型車の通過待ちに起因する速度低下や接触事故のリスクが高く、円滑で安全な通行機能の確保に向け、橋梁のかけかえを強く要望してまいりましたが、ようやく実現の運びとなったものであります。

昨年末には、地域が一致団結して念願を叶えるべく、地元県議、郡上市商工会、観光連盟、建設業協会の代表の皆様を初め市議会の皆様と共に関係省庁への要望活動を行ってまいりました。地元の熱意と関係各位の多大なる御尽力により、いよいよ今年度から測量、地質調査、設計等が順次進められてまいります。市といたしましても、円滑な事業推進に向け、鋭意努力してまいる所存であります。

3つ目でありますが、東京2020オリンピック・パラリンピックに向け、市が国に申請しておりました、マダガスカル共和国を相手国とするホストタウン登録が、去る4月26日金曜日に決定されました。コロンビア共和国に続く2カ国目の登録であり、スポーツツーリズムによる「観光立市郡

上」を目指す上で、大きな追い風になるものと存じます。

今月、6月17日月曜日からは、10日間の日程で、コロンビアとマダガスカルそれぞれの「七人制女子ラグビー」のナショナルチームが、合同合宿のため郡上市を訪れ、強化練習や交流試合を行うほか、市内の児童生徒との交流等、盛り沢山な内容が計画されております。国際的なスポーツ交流による地域の活性化や観光振興の推進等はもとより、トップアスリートとの触れ合いを通じ、郡上の子どもたちが広い視野と、それぞれの夢を育んでくれるよう、期待を寄せるものであります。

なお、これらホストタウンの取り組みにより、東京2020オリンピック・パラリンピック聖火リレーの県内ルートの一つに郡上市が選定をされました。現在、県実行委員会において聖火ランナーの募集準備も行われております。

いよいよ近づいてまいりました東京五輪に向け、市を挙げて、両国の女子ラグビーチーム及び聖 火ランナー等を応援してまいりたいと存じます。

また、去る5月26日日曜日でありますが、「東京オリ・パラ選手村ビレッジプラザ」の建物建築 用に提供をいたします郡上産木材――これはスギでありますけれども、その郡上産木材の出発式を 大和振興事務所周辺において、多くの子どもたちの参加を得て行ったところです。

さらに、オリンピック関連についてもう1つ申し上げますと、5月31日金曜日に、この春耐震補強並びに増築工事が竣工をいたしました八幡町五町の社会体育施設におきまして、ここを拠点として練習をしております「郡上八幡体操クラブ」の森田代表から、同氏が長年保管をしておりました「昭和39年――1964年の東京オリンピック」の際に使用をされました体操競技の跳馬の器具が、ゆかりのある日本体育大学に寄贈されました。市は、これを御縁といたしまして、日本体育大学とスポーツ振興等に関する連携協定を締結いたしたところであります。なお、その翌日6月1日でありますけれども、日本体育大学体操競技部の選手なども参加していただきまして、竣工記念の「体操体験教室」が開かれたところでございます。今後、郡上の体操競技がますます盛んになっていくことを念願するものであります。

4点目でありますが、去る4月19日金曜日、白鳥町大島地内において、「大島工業団地造成工事起工式」がとり行われました。清流長良川上流の自然豊かな地域に位置し、交通アクセスにも恵まれた「大島工業団地」は、開発総面積約7万9,000平方メートル、造成平場面積約4万9,000平方メートルで調整池2カ所を設ける工事が進められる計画であります。立地希望企業の意向により、かつて旧白鳥町が策定いたしました「白鳥町農村地域工業等導入実施計画」を「郡上地区」の計画としてこれを改め、企業立地に必要な面積の拡大を図り、企業との調整及び用地確保に係る交渉等に努めてまいりました。昨年暮れには、団地整備にかかる全ての地権者との仮契約が整ったことから、年が明けてから市議会において「財産の取得」さらには「工事請負契約」締結の議決をいただき、工業団地造成工事着手の運びとなったものであります。その間、地元自治会を初めとする関係

各位の並々ならぬ御尽力並びに地権者の皆様の多大なる御理解、御協力を賜りましたことに、心から感謝申し上げる次第であります。

市といたしましては、安全で円滑な工事の遂行に努めるとともに、今後、企業の立地による安定 した雇用の創出や、地域の活性化に向けた取り組みを進めてまいります。

5点目でありますが、冒頭にも申しましたとおり、新天皇御即位に伴い新元号「令和」が5月 1日施行されました。その改元を祝う催事として、「新元号/徹夜で祝う郡上おどり」が、去る 4月30日宵から5月1日深夜にかけ、郡上八幡旧庁舎記念館前などで開催されました。市内外の郡 上おどりファンとともに、新しい時代の幕開けを祝うよう、市内の関係団体や自治会等の皆様で構 成される実行委員会が主体となり取り組まれたものであります。市民ネットワークの企画力により 話題性も高く、あとは雨や寒さを心配しておりましたけれども、幸いにも雨による支障もなく、会 場は1万5,000人もの踊りファンの熱気に包まれ、奉祝の輪が幾重にも広がっておりました。

新天皇陛下におかれては、平成28年11月に開催をされました「第十九回全国農業担い手サミット i n ぎふ」に御臨席の際、当時は皇太子殿下として妃殿下とともに郡上市に行啓賜っており、市民 の皆様の祝意にも深い格別の思いがあったと存じます。

6点目、最後でありますが、今年もいよいよ郡上おどり、白鳥おどり等の「踊りシーズン」が近づいてまいりました。今年度は、新たに「郡上おどりin尼崎」が5月25日土曜日、本年3月に一般公開された尼崎城前広場で開催をされました。

兵庫県尼崎市とは昨年6月30日土曜日に大垣市を含む3都市で「お城を活用した観光まちづくり連携協定」を締結しており、今回の開催は、その御縁もあって地元文化協会のお取り組みにより実現されたと伺っております。今後とも3都市の連携を推進し、観光まちづくりに生かしてまいります。

また、去る6月2日日曜日には「白鳥おどりin刈谷ハイウェイオアシス」が愛知県の刈谷ハイウェイオアシスにおいて開催されました。同施設は、高速道路及び一般道路からも入場でき、温泉施設等が併設されていることから集客力の高いハイウェイオアシスであります。当日は、静岡方面からの参加者等、600人もの踊りファンでにぎわい、白鳥おどりのほうもシーズン本番に向け、絶好のPRとなったようであります。

さらに続いて一昨日、6月8日土曜日でありますが、第12回を数える「郡上おどりin京都」が、京都市役所前の地下街「ゼスト御池」において開催されました。京都岐阜県人会を中心とする関西岐阜県人会連合会のお取り組みにより、京都の初夏を彩る催事として定着し、大勢の皆様に楽しんでいただいておりますことを嬉しく、有難く存じております。

また、今週の6月14日金曜日、15日土曜日には、東京都港区青山の「秩父宮ラグビー場駐車場」におきまして、こちらのほうは「第26回郡上おどりin青山」も開催される予定であります。「ラグ

ビーワールドカップ2019」そして「東京五輪2020」の開催地域として盛り上がりをみせる東京都港 区青山での「郡上おどりin青山」に、多くの皆様に御来場いただきますとともに、あわせて本場 の郡上のおどりにも足を運んでいただきたいと期待をいたしているところであります。

以上、6点にわたり、御報告とさせていただきます。

それでは、今議会において審議をお願いしております諸議案等につきまして、その概要を申し上 げます。

初めに、議案第1号から議案第5号までは、先に専決処分をいたしました郡上市税条例の一部改正等、2件の条例改正並びに平成30年度郡上市一般会計及び2件の特別会計の補正予算について、承認を求めるものであります。

次に、条例の一部改正関係でありますが、全部で8件ございます。

議案第6号は、郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴いまして、 投票所の投票管理者および投票立会人等の報酬の額を改めることについて、所要の規定を整備しようとするものであります。

議案第7号は、改元に伴う関係条例の整理に関する条例についてであります。元号を定める政令の施行に伴いまして、令和元年5月1日以降の元号を「平成」から「令和」に改める必要のある郡上市青少年育英奨学資金貸付条例等、全部で13条例について所要の規定を整備しようとするものであります。

議案第8号は、郡上市手数料条例の一部を改正する条例についてであります。消費税率の引き上げによる地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、危険物貯蔵所設置許可申請にかかる手数料を改めようとするものであります。

議案第9号は、郡上市火災予防条例の一部を改正する条例についてであります。不正競争防止法等の一部を改正する法律の公布による工業標準化法並びに住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、「日本工業規格」という用語を「日本産業規格」に改める等、所要の規定を整備しようとするものであります。

議案第10号は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてであります。前議案同様、不正競争防止法等の一部を改正する法律の公布による工業標準化法の一部改正に伴い、郡上市特定環境保全公共下水道事業受益者分担金徴収条例等、3条例について所要の規定を整備しようとするものであります。

議案第11号は、郡上市介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。元号を定める政令の施行並びに介護保険法施行令の一部改正に伴い、低所得者の保険料を軽減する特例の規定を附則に追加する等、所要の規定を整備しようとするものであります。

議案第12号は、郡上市民病院事業の使用料及び手数料条例の一部を改正する条例についてであります。郡上市民病院の特別個室の利用率の向上に向け、使用料を現行の1万円から6,000円に軽減することについて、所要の規定を整備するものであります。

議案第13号は、郡上市大和古今伝授の里フィールドミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。「短歌の里交流館よぶこどり」の設置並びに消費税率の引き上げに伴い、施設の名称及び使用料を改めるなど、所要の規定を整備するものであります。

次に、議案第14号と議案第15号は、令和元年度郡上市一般会計及び介護保険特別会計の予算の補 正をお願いするものであります。

主な内容としましては、まず一般会計の歳出では、子育て支援法の改正に伴う保育料無償化に向け、システム改修にかかる保育園管理運営費に270万8,000円、市内私立保育園の保育所型認定子ども園への移行に向けた施設整備を行うため、認定こども園の保育園部整備事業に3,251万6,000円、並びに幼稚園部整備事業に468万8,000円を、また市内において豚コレラ感染イノシシが発生したことに伴う、検査所へのイノシシ運搬に係る防護服の購入等、有害鳥獣捕獲事業に220万4,000円、東京オリンピック・パラリンピックの選手村に提供する郡上産木材の加工、塗装等の納品仕様の変更に伴う増額により東京オリ・パラ選手村ビレッジプラザ木材提供事業に178万4,000円、消費税率引上げに伴う低所得者、子育て世帯への影響緩和及び市内消費の喚起に向け、郡上市プレミアム付商品券の発行・販売等、プレミアム付商品券事業に5,158万6,000円など、これらについて、それぞれ増額補正しようとするものであります。

一方、歳入では、これらの歳出に対する財源として、子ども・子育て支援事業費市町村補助金270万7,000円、児童福祉施設整備費補助金2,167万7,000円、認定こども園幼稚園部整備事業補助金312万5,000円、県産材競争力強化・販路拡大支援事業費補助金89万2,000円、プレミアム付商品券の事務費補助金に1,058万6,000円、並びに事業費補助金4,100万円などを、それぞれ増額補正しようとするものであります。

以上、歳入・歳出それぞれ、増加要因を総合いたしまして、一般会計歳入・歳出それぞれ1億5,170万5,000円の追加補正をお願いするものであります。

次に、特別会計であります。介護保険特別会計では、消費税率引き上げに係る対策として、低所 得者保険料の軽減の拡大に伴う増額および介護認定審査会システム改修等、それぞれ歳出・歳入に ついて補正をするようお願いするものであります。

議案第16号から議案第20号までは、高鷲叺高原スポーツ広場第一グラウンド芝生化整備工事に係る工事請負契約の締結、並びに消防ポンプ自動車購入など4件の物品売買契約の締結について、それぞれ議会の議決を求めるものであります。

以上が、本定例会に提出いたしました議案の概要であります。

このほか、平成30年度郡上市一般会計のほか5件の特別会計の繰越明許費繰越計算書、並びに水 道事業会計の予算繰越計算書、また和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告がございま す。

議案などの詳細につきましては、議事の進行に従い、それぞれ担当部長等から説明をいたしますので、御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げ、御挨拶並びに議案の提案説明といたします。

令和元年6月10日、郡上市長 日置敏明。ありがとうございます。

〇議長(兼山悌孝君) ありがとうございました。

◎議案第1号について(提案説明・採決)

○議長(兼山悌孝君) 日程3、議案第1号 専決処分した事件の承認について(郡上市税条例の一部を改正する条例)を議題といたします。説明を求めます。

総務部長 乾松幸君。

○総務部長(乾 松幸君) それでは、議案第1号 専決処分した事件の承認について(郡上市税条例の一部を改正する条例)について。

郡上市税条例の一部を改正する条例を、地方自治法第179条第1項の規定により、平成31年3月29日次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。令和元年6月10日提出、郡上市長 日置敏明。

済みません、1枚おめくりいただきますと条例の改め文が5ページございます。その後ろですけれども、新旧対照表が13ページまでございます。少しわかりにくいので資料のほうで御説明をさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

最後に資料をつけておると思います。議案第1号の資料ということでございます。

今回の改正でございますけれども、地方自治法の一部改正によりまして郡上市税条例の一部を改 正させていただくということでございます。

この資料、右側には対応する新旧対照表のページ番号を記載してございますのであわせて御確認 いただきたいと思います。

今回の改正でございますが、大きく5項目になります。なお、この条例改正の専決日でございますが、平成31年3月29日でありますので、元号は平成のままの表記になっておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、1つ目でございますが、寄附金の税額控除でございます。新旧対照表の1ページの第34条の7、3ページから5ページにかけまして附則第7条の4、同第9条及び第9条の2となります。

ふるさと納税制度におきましては、過度な返礼品を送付するなど制度の趣旨を歪めているような

団体につきまして、ふるさと納税の対象外とすることができるように地方税法第314条の7第2項第1号、同項第2号及び同条第11項が改正されたことに伴いまして同法を引用する部分を改正させていただくというものでございます。

地方税法の改正といたしましては、寄附金の募集を適正に実施する地方団体で、寄附金の返礼品の返礼割合を3割以下で、かつ返礼品を地場産品とする基準に適合する地方団体をふるさと納税の対象として総務大臣が指定するということになりました。

この改正に伴いまして、市の税条例といたしましては、資料の1ページ中段以降、2ページの中 段までございますが、この表にありますようにそれぞれ字句の訂正と引用条文の変更を行うもので ございますのでよろしくお願いをいたします。

2つ目でございますが、こちらは個人の住民税の住宅借入金特別控除でございます。

新旧対照表の1ページ下段のところから3ページにかけて附則第7条の3の2となります。

控除限度額のこれにつきましては、所得税の住宅ローン控除期間におきまして所得税額から控除しきれない額につきまして、控除限度額の範囲内で個人の住民税から控除できるようになっていますが、消費税率の引き上げによりまして引き上げ前の駆け込み需要と引き上げ後の反動減による影響が大きいということがございまして、平成31年10月1日から平成32年12月31日までの間に入居し、取得費の税率が10%の場合のみ所得税の税額控除期間を現在の10年間から13年間とする住宅ローン減税の改正が行われたため、延長される控除期間におきまして、これまでと同様に控除限度額の範囲内で個人住民税から控除することができる期間を平成43年度から平成45年度に延長する規定の整備ということでございます。

既に疑問に思われた方も見えるかもしれませんが、3ページの上の表を見ていただきたいと思います。所得税の現行法令では、この特別控除の対象期間が平成21年から平成33年度までに入居した場合という期限が定められております。これに対応する住民税は、平成33年に入居の方は、平成34年度から平成43年度までの10年間が控除期間になるということでございます。現行制度上の期間は、平成43年度までとなっておるということでございます。

今回のところでございますが、入居は平成32年と限られておりますので、住民税の控除期間の13年間といたしましては、平成33年度から平成45年度までになるということで、3年間特別控除期間を延長されますが、制度上といたしましては、その適用期間は平成45年度までの2年間が延長となるものでございますのでよろしくお願いいたします。

それから3つ目になりますけども、固定資産税等の課税標準の特例に係る規定の改正でございまして、新旧対照表の5ページから6ページの附則第10条の2となります。

資料の3ページ、中段から下になりますけども、地方税法附則第15条におきまして17項が追加されたことにより項ずれが生じたため、同条の32項、43項、44項及び46項の規定を引用する部分を、

それぞれ32項を33項、43項を44項、44項を45項、46項を47項とするものでございますのでよろしく お願いいたします。

それでは4ページを見ていただきたいと思います。

4つ目になりますが、こちらは新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようと する者がすべき申告に係る規定の改正でございます。

新旧対照表の6ページから8ページの附則第10条の3第6項から第8項及び第10項になります。

地方税法施行令附則第12条におきまして、第16項及び17項が追加されたことにより項ずれが生じました。同施行令を引用する部分を下記の表のように項ずれの部分を引用している部分を改正させていただくものでございます。

追加されました地方税法施行令附則第12条の第16項及び17項につきましては、高規格堤防、いわゆるスーパー堤防の整備に伴います建てかえ家屋に係る税額の減額措置を規定したものでございまして、郡上市に該当するものではありませんのでよろしくお願いいたします。

それから、5つ目でございますが、軽自動車税の税率の特例を規定するものでございます。

新旧対照表の8ページから13ページの附則第16条及び16条の2ということになります。

1つは、初回の番号交付から13年を経過した車両は5ページの1番上にございますが、この表に あるように少し税金が高くなっておるということでございます。この制度を平成31年度限りとする ものでございます。

それから、その下に3つございますけれども、この3段階のグリーン化特例につきましては、附 則第16条の2項から第4項におきまして、平成29年度限りとしていたものにつきまして、この部分 を削除して同様に平成30年度と平成31年度に限っている第5項から第7項を繰り上げるというもの でございます。

この3段階につきましては、5ページの2つ目から4つ目の表になりますけども、第2項が電気自動車や天然ガス自動車の軽自動車税、それから第3項が平成32年度燃費基準プラス30%達成車または平成27年度燃費基準プラス35%達成車、第4項で平成32年度燃費基準プラス10%達成車または平成27年度燃費基準プラス15%達成車について、それぞれ82条で定められておる軽自動車税額、ちょうど表の真ん中になるところでございますけれども、この税額が右側の税額というふうにしているものでございますのでよろしくお願いいたします。

これらの規定につきましては、結果的に今年度限りということになるわけでございますけれども、ことしの10月1日から自動車税の大幅な見直しが行われるということでございます。この部分につきましても再度改正されますので9月の定例会で御審議いただくということになろうかと思いますのでよろしくお願いいたします。

なお、施行期日につきましては、寄附金の税額控除が平成31年6月1日、その他につきましては

平成31年4月1日ということでなっておりますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(兼山悌孝君) 説明が終わったので、質疑を行います。質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(兼山悌孝君) 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第1号については、会議規則第37条3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議はありますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第1号は委員会付託を省略することに決 定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 討論なしと認め、採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり承認することに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり承認することに決 定いたしました。

◎議案第2号(提案説明·質疑·採決)

〇議長(兼山悌孝君) 日程4、議案第2号 専決処分した事件の承認について(郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を議題といたします。説明を求めます。

健康福祉部長 和田美江子君。

〇健康福祉部長(和田美江子君) 議案第2号 専決処分した事件の承認について(郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を、地方自治法第179条第1項の規定により、平成31年3月29日次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。令和元年6月10日提出、郡上市長 日置敏明。

主な改正内容につきまして、議案の1ページ、新旧対照表をごらんください。

第2条第2項、「58万円」を「61万円」に改めます。

第23条、「58万円」を「61万円」に改め、同第2号「27万円5,000円」を「28万円」に改め、同 条第3号「50万円」を「51万円」に改めるものでございます。

議案に添付しました資料で御説明をいたします。改正理由は、地方税法施行令の一部を改正する 政令が平成31年3月29日に交付されたことによるものでございます。 主な改正内容は、国民健康保険税の課税限度額の引き上げでございます。

引き上げの背景としまして、課税限度額はより負担能力に応じた負担をする観点から、限度額超過世帯の割合が1.5%に近づくように限度額の改正が行われております。

今回、医療分が58万円から61万円と3万円引き上げになったものでございます。

2つ目は、資料の中段をごらんください。

低所得者に対する保険税の軽減制度の拡充としまして均等割、平等割の軽減として5割軽減では 被保険者1人当たり乗ずべき金額が27万5,000円から28万円に2割軽減では同様に50万円から51万 円に改正されたものでございます。

以上、この条例は平成31年4月1日から施行するものであります。よろしくお願いいたします。

○議長(兼山悌孝君) 説明が終わったので、質疑を行います。

(挙手する者あり)

- 〇議長(兼山悌孝君) 4番 野田勝彦君。
- **〇4番(野田勝彦君)** 2点か3点にわたりますが、ちょっと質問いたします。

今の資料のほうですが、一番上の表の中の表の3段目、介護納付金分というのが30年度16万円から令和のほうになりますと16万円に変わっておりませんが、この中で変わるのが基礎賦課分だけでありますね、58万円から61万円、以下は変わっていないんですが、実は厚労省の資料によりますと、この介護納付金分は16万円ではなしに17万円になっておるんですが、これは市独自の配慮で変更なしというふうになっているのかどうかと、これがまず第1点であります。

それから2つ目ですが、合計金額93万円から96万円、2万円限度額が上がるわけですが、まずこれの限度額相当の所得は幾らぐらいに当たるのか。相当高いところになるのかなと思いますが、所得に対応する所得は幾らぐらいになるのか。その所得を超える部分について、一体何%ぐらいになるのか実際は。これだけちょっとお聞きしたいと思います。

- **〇議長(兼山悌孝君**) 健康福祉部長 和田美江子君。
- ○健康福祉部長(和田美江子君) 今、御質問にありました基礎賦課分、医療費分と後期高齢者支援金分、介護納付金分といったところで、今回、医療費分の引き上げになったものでございますが、これにつきましては中間所得者層に配慮しまして被用者保険の仕組みのバランスを考えまして3つの区分の限度額超過世帯の割合のバランスを考えて考慮されて、今回、医療費分の上げというふうになっております。

その中で介護納付金の16万円が17万円ということですが、こちらの確認では16万円ということで上げておりますが、済みません、これは一度確認をいたします。

それから、今回の軽減判定の基準、拡大をしたところでどのくらいの所得、幾らぐらい影響があるかといったところになるかと思いますが、まず課税限度の引き上げにつきましては58万円から61

万円に引き上げられたことで、限度額超過世帯についてはちょうど30年度の8月の本算定時について、おおよそ63の世帯が対象になります。見込みの増減率としては14%で、件数としては10世帯というふうになっております。

そして、軽減判定の基準の拡大については5割軽減といったところについて対象となる世帯は836、2割軽減については730といった件数が出ております。増減率を見込みまして5割軽減では17%の世帯が増になりますし、2割軽減では15世帯が増になります。

金額につきましては、今、手元に資料がございませんので後ほど確認し御報告したいと思います。 以上です。

(挙手する者あり)

- 〇議長(兼山悌孝君) 4番 野田勝彦君。
- ○4番(野田勝彦君) 私の質問がわかりにくかったかもしれませんが、済みません、私が伺いたかったのはこの課税限度額を超える所得の層です、それはどれぐらいあるのかなということですが、要するに市内における富裕層になると思いますけれども、軽減のほうは構いません、問題ありませんので、それを超えるところはどれぐらいあるのかなということをお聞きしたかったわけであります。

以上ですが。

- 〇議長(兼山悌孝君) 健康福祉部長 和田美江子君。
- **〇健康福祉部長(和田美江子君)** 済みません、限度額超過世帯の数としましては、63件という件数が出ております。改正前は73件でございますので、10世帯の差が出ております。 以上です。
- ○議長(兼山悌孝君) よろしいですか。ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第2号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第2号は、委員会付託を省略することに 決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 討論なしと認め、採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第2号は、原案のとおり承認することに 決定いたしました。

◎議案第3号(提案説明・質疑・採決)

○議長(兼山悌孝君) 日程5、議案第3号 専決処分した事件の承認について(平成30年度郡上市 一般会計補正予算(専決第2号))を議題といたします。説明を求めます。

総務部長 乾松幸君。

○総務部長(乾 松幸君) それでは、議案第3号 専決処分した事件の承認について(平成30年度 郡上市一般会計補正予算(専決第2号))。

上記予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成31年3月29日次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和元年6月10日提出、郡上市長 日置敏明。

1 枚おめくりいただきますと予算書がございます。その1ページをまた開いていただきたいと思います。

平成30年度郡上市の一般会計補正予算(専決第2号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億7,956万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ312億4,103万4,000円とするものでございます。

2項は省略させていただきまして、第2条、繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」 による。

第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

別表がございます。 7ページをごらんいただきたいと思います。

第2表 繰越明許費補正でございます。変更でございまして、総務費総務管理費の旧越前屋改修 事業でございます。補正前が9,364万9,000円、こちらを補正後に536万6,000円増額させていただき まして9,901万5,000円とするものでございます。こちらの理由といたしましては、耐震補強改修工 事に伴いまして土蔵の土台部分の腐食が判明したため、こちらのほうが増となるものでございます ので、よろしくお願いいたします。

2つ目といたしましては、農林水産業費の林業費、道整備交付金でございます。補正前は6,000 万円のものを補正後に15万6,000円増額させていただきまして、6,015万6,000円とするものでございます。これは林道鎌辺明山線と干田野石徹白線の年度間の事業費配分の変更に伴うものでございますのでよろしくお願いいたします。

1ページおめくりいただきまして、8ページをごらんいただきたいと思います。

第3表 地方債補正でございます。こちらも変更になりますが、1つ目、合併特例事業でございます。こちらにつきまして、補正後120万円減の23億1,400万円、辺地対策事業でございます。8,040万円減の3億6,570万円、補助災害復旧事業1億7,790万円減の2億1,250万円、単独災害復旧事業2,830万円増の1億9,640万円、過疎対策事業につきましては1,750万円減の2億1,840万円、合計2億4,870万円減の42億7,490万円となります。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前に同じでございますのでよろしくお願いい たします。それぞれ事業費の確定に伴うものでございます。

続まして、事業概要説明一覧表のほうを見ていただきたいと思います。ついておるのは介護サービス、小水力発電特別会計の後ろについておるかもしれませんが、よろしいでしょうか。少したくさんございますが、よろしくお願いいたします。

事業概要説明一覧表、1ページおめくりいただきたいと思います。1枚おめくりいただきまして 1ページ、歳入でございます。

2款の地方揮発油譲与税から11款交通安全対策特別交付金まで、こちらにつきましては補正理由といたしましてはそれぞれ交付額の確定によるものでございますので、よろしくお願いいたします。一番上、地方揮発油譲与税でございます。656万2,000円の増、自動車重量譲与税につきましては100万8,000円の減、利子割交付金につきましては426万8,000円の増、配当割交付金260万3,000円の減、株式等譲渡所得割交付金518万5,000円の減、地方消費税交付金6,527万6,000円の増、ゴルフ場利用税交付金118万9,000円の増、自動車取得税交付金476万6,000円の増、地方交付税でございます、普通交付税4,931万8,000円の増、特別交付税につきましては4億275万2,000円の増、交通安全対策特別交付金につきましては95万1,000円の減でございます。

続きまして、款12分担金及び負担金でございます。

総務費分担金、携帯電話等エリア整備事業分担金でございます。これは事業費の確定に伴いまして73万5,000円の減、続きまして農業費分担金、県営土地改良事業分担金でございます。県営中山間地域農村活性化事業、県営ため池整備事業のそれぞれ事業費の確定に伴いまして56万8,000円の増となるものでございます。

2ページをごらんいただきたいと思います。

同じく県単独土地改良事業分担金、こちらにつきましては美並の根村谷頭首工ほか5カ所の事業 費の確定に伴いまして71万1,000円の減でございます。

同じく農地農業用施設災害復旧費分担金、こちらにつきましては7月豪雨災害が激甚災害の指定となったために補助率が増高されたことに伴います分担金の減と事業費の確定によるものでございます。1,410万2,000円の減でございます。

林業費分担金、林業用施設災害復旧費分担金、こちらも同様に7月豪雨災害が激甚災害の指定を

受けたということで補助率が増高されております。それと事業費の確定に伴いまして分担金が158万3,000円減となるものでございます。

款14の国庫支出金でございます。児童手当費負担金、こちらにつきましては対象児童の減の確定 見込みによりまして1,751万円の減でございます。

児童扶養手当負担金、同じく支給対象者の減を見込みまして311万6,000円の減。

公共土木災害復旧費負担金でございます。こちらにつきましては48カ所の査定結果によりまして 負担金を確定したというもの、また単独災害の測量設計が補助対象になったということで、あわせ まして増減ございますが、3,060万4,000円の減でございます。

同じく過年公共土木施設災害復旧費負担金でございます。これは平成29年度の災害の補助金の確 定に伴いまして589万5,000円の減。

総務管理費補助金の地方公共交通確保維持改善事業補助金でございます。補助金の確定によりまして9万4,000円の増。

同じく地方創生推進交付金でございます。こちらにつきましては郡上カンパニープロジェクト推 進事業でありますとか産業支援センター活動経費、「観光立市郡上」推進事業などの補助金の確定 によりまして2,437万7,000円の減。

同じく地方創生拠点整備交付金でございます。こちらにつきましては道の駅やまとの施設整備に係ります補助金の確定によりまして64万9,000円の減。

戸籍住民基本台帳費補助金の個人番号カード交付事務費補助金でございます。こちらにつきましては補助金の交付決定によりまして64万6,000円の皆増でございます。

農業費補助金、農山漁村振興交付金でございます。山村地域活性化事業でありますとか、道の駅明宝の改修事業、明宝歴史民俗資料館の改修、それぞれの施設整備に係ります事業費の確定に伴いまして120万6,000円の減。

4ページをごらんいただきたいと思います。

道路橋りょう補助金、道整備交付金でございますが、市道鷲見・上野線の事業費の確定に伴いま して60万円の減。

同じく社会資本整備総合交付金でございます、トンネルとか橋梁点検、また白鳥中西線ほか18路線の補助金の確定によりまして1,357万円の減。

住宅費補助金の木造住宅耐震診断補助金でございます。実績5件に対します補助金の確定によります2万4,000円の減でございます。

同じく建築物耐震化事業補助金、これは民間ビルの耐震改修でありますとか、高鷲庁舎の耐震化、 それから五町の社会体育施設のそれぞれの事業費の確定に伴いまして452万7,000円の減でございま す。 消防国庫補助金、消防施設等整備費補助金でございます。こちらにつきまして補助採択の確定に伴うものでございまして、当初5基要望しておりましたが、3基が不採択になったということで750万円の減とさせていただくものでございます。なお、この3基につきましては平成31年度に全て補助採択されましたのでよろしくお願いいたします。

続きまして、款15の県支出金になります。児童手当負担金、国庫補助金のほうとありましたように同じく対象事業の減の確定見込みに伴いまして348万5,000円の減にするものでございます。

総務管理費県補助金、自主運行バス総合補助金でございます。補助金の確定に伴いまして167万 3,000円の増とさせていただきます。

同じく土地利用規制等対策費交付金でございます。事業費の確定によりまして2,000円の減。 同じく携帯電話等エリア整備事業補助金でございます。事業費の確定に伴いまして660万8,000円 の減。

続きまして農業費補助金、農業委員会交付金でございます。交付金の確定に伴いまして106万 1,000円の増でございます。

同じく鳥獣被害防止総合対策事業補助金でございます。8地区、延長6,980メートルに対します事業費の確定に伴い352万5,000円の減。

同じく経営所得安定対策事務費補助金でございます。事業費の確定に伴いまして48万6,000円の 減でございます。

機構集積協力金につきましては、地域集積協力金82アール、経営転換協力金46アールに対します 事業費の確定に伴いまして69万4,000円の減。

後継者等就農給付金事業補助金でございます。実績といたしまして2人ということになったこと に伴います100万円の減でございます。

農作物災害対策事業補助金、こちらにつきましては7月豪雨によります高鷲の大根圃場被害に対します事業費の確定でございます。120万2,000円の減。

続きまして、農地費補助金になります。県単独土地改良事業補助金、こちらにつきましては、ふるさと農道古道地区整備基本設計ほかでございますが、事業費の確定に伴いまして584万8,000円の減でございます。

林業費補助金の有害鳥獣捕獲奨励金でございます。ニホンジカ1,252頭、イノシシ463頭、ニホンザル329頭に対します補助金の確定ということで194万4,000円の増。

同じく県単林道整備事業補助金でございます。美並の宮奥露洞林道ほか7路線の事業費の確定に 伴いまして60万9,000円の減。

同じく集落環境保全整備事業補助金でございます。八幡の西山ほか7カ所の事業費の確定に伴いまして575万円の減。

同じく道整備交付金でございます。明宝、鎌辺明山線ほか3カ所の事業費の確定に伴いまして84 万8,000円の減でございます。

6ページをごらんいただきたいと思います。

同じく清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金でございます。ニホンジカの捕獲頭数の減に伴いまして1,479万円の減。

同じく森林環境保全直接支援事業補助金でございます。間伐事業、作業路開設事業の事業費の確 定に伴いまして796万1,000円の減。

同じく鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業費補助金でございますが、ニホンジカ930頭、イノシシ333頭、ニホンザル299頭、ほかそういったものの捕獲実績に伴いまして補助金が確定したということで1,103万9,000円の減でございます。

続きまして、自伐林家型地域森林整備事業補助金でございます。補助金の確定に伴いまして69万 7.000円の減。

商工費補助金の南海トラフ等地震対策推進事業補助金でございます。こちらのほうは石徹白交流 センター、カルヴィラいとしろの駐車場の舗装につきましてヘリポート設置ということでこういっ た補助金を要望してまいりましたが、補助金のほうが不採択になったというものでございます。 257万2,000円の減。

道路橋りょう費補助金、県管理道民有地樹木伐採事業補助金でございます。県道剣大間見白鳥線ほか6カ所の補助金の確定に伴いまして101万9,000円の減。

住宅費補助金、木造住宅耐震診断補助金につきましては実績5件に対します補助金の確定という ことで1万1,000円の減。

同じく建築物耐震化事業補助金でございます。民間ビル、五町社会体育施設の補助金の確定に伴いまして273万3,000円の減でございます。

続きまして、保健体育費補助金のねんりんピック先催大会視察事業補助金でございます。事業費 の確定によりまして4万3,000円の増。

中学校費補助金、部活動指導員配置促進事業補助金、事業費の確定に伴いまして84万8,000円の 減。

続きまして、林業用施設災害復旧費補助金でございます。こちらにつきましては事業費の確定と 激甚災害の指定によります補助率増高に伴う補助金の増でございます。2,057万4,000円の増でござ います。

同じく過年林業用施設災害復旧費補助金でございます。これは28年度の災害及び29年度の災害の 分割補助金の確定に伴いまして458万1,000円増額されるものでございます。皆増でございます。

農地農業用施設災害復旧費補助金でございまして、こちらは激甚災害の指定によります補助率の

増高によりまして5,945万8,000円の増となるものでございます。事業費の確定による部分も一部ご ざいます。

続きまして、統計調査費委託金、基幹統計調査費委託金でございます。事業費の確定によりまして109万5,000円の減でございます。

続きまして、8ページをごらんいただきたいと思います。道路橋りょう費委託金、県管理道路除 雪委託金でございます。実績によりまして475万3,000円の減。

河川費委託金、堤防草刈委託金でございます。こちらにつきましても実績によりまして14万 9,000円の減でございます。

続きまして、款16の財産収入でございます。

土地建物売払収入の土地売払収入でございまして、法定外の土地売払いとそれから下田住宅の払い下げに伴いまして339万5,000円の増でございます。

続きまして、立木売払収入、こちらにつきましてはそれぞれ市有林の間伐の搬出、また作業路の 支障木等に対します立木の売払いでございます。614万8,000円の増。

款17の寄附金でございます。一般寄附金、こちらにつきましては東海シティガード株式会社、これは代表取締役が八幡町の出身の方ということで1,000万円の寄附を受けました。

それからあと、その他8件で20万9,000円、合わせまして1,020万9,000円の増でございます。

その後、ふるさと寄附金が続きますが、こちらは平成31年1月から3月までの寄附金の確定によるものでございますのでよろしくお願いいたします。

上から元気づくり寄附金116万円の増、美しい農山村景観寄附金77万円の増、支えあう安心な暮らし寄附金3万円の増、香り高い伝統文化寄附金19万円の増、子どもたちの明るい未来寄附金97万円の増、地域づくり寄附金75万円の増でございます。

続きまして、款18の繰入金でございます。

特別会計繰入金、小水力発電事業特別会計繰入金、こちらにつきましては発電事業収入と、それから事業費の確定に伴いまして265万6,000円の増でございます。

その下、9ページになります。

財政調整基金繰入金につきましては、こちらにつきましては特別交付税等の交付額の確定に伴いまして4億9,519万9,000円を減とさせていただくものでございますのでよろしくお願いいたします。 続きまして、郡上市ふるさと応援基金の繰入金でございます。こちらにつきましては平成30年度 ふるさと寄附金のうちの災害復旧費の支援ということで返礼品のないふるさと寄附金でございます。 359件に対します繰り入れをするものでございます。 513万8,000円の増でございます。

続きまして、款20の諸収入でございます。

民生費雑入、過年度返還金、こちらにつきましては平成27年度及び28年度の保育所施設型給付費

返還金に伴います平成30年度分のものでございます。370万円の増。

続きまして、農林水産業費雑入、農地中間管理事業委託金でございます。事業費の確定によりまして23万1,000円の増。

同じく水産振興施設管理費雑入、これはあゆパークの利用料実績の確定に伴いまして179万1,000 円の減でございます。

続きまして、商工費雑入、道の駅施設修繕指定管理者負担金でございます。道の駅やまとの施設 の売店改修に係ります事業費の確定によりまして13万8,000円の増。

同じく教育費の雑入でございます。スポーツ振興くじ助成金、こちらにつきましては五町の社会体育施設の耐震補強工事が助成金に採択されたということで1,600万円の増でございます。

同じく過年度返還金でございます。平成27年度、28年度の幼稚園施設型給付費返還金に伴います 平成30年度分でございます。290万3,000円でございます。

同じく公共スポーツ施設等活性化助成金でございます。体育施設の予約システム委託業務の助成 金の採択が受けれたということで114万円の皆増でございます。

款21の市債になります。総務債、合併特例債でございますが、こちらにつきましては旧越前屋改修事業とケーブルテレビ伝送路等更新事業への充当増ということで4,660万円の増でございます。

続きまして、10ページを見ていただきたいと思います。

同じく辺地対策事業債でございます。鮎立線バス購入事業に対します事業費の確定に伴いまして 220万円の減。

農業債、合併特例債でございますが、それぞれ県営事業の事業費の確定に伴いまして1,730万円 の減。

同じく過疎対策事業債でございます。県営事業の事業費の確定に伴いまして230万円の減でございます。

林業債、辺地対策事業債でございますが、県単独林道整備事業、また道整備交付金事業のそれぞれの事業費の確定に伴いまして720万円の減。

同じく過疎対策事業債でございます。過疎対策林道整備事業、また道整備交付金事業のそれぞれの事業費の確定に伴いまして100万円の減でございます。

続きまして、道路橋りょう債でございます。合併特例債、合併特例道路整備事業、また社会資本 整備総合交付金事業のそれぞれの事業費の確定に伴いまして340万円の減。

同じく辺地対策事業債でございます。社会資本整備総合交付金、辺地対策道路整備事業、また道 整備交付金事業、それぞれ事業費の確定に伴いまして6,400万円の減。

同じく過疎対策事業債でございます。過疎対策道路整備事業、社会資本整備総合交付金事業の事業費の確定に伴いまして1,170万円の減でございます。

河川債、合併特例債ということで、これは公共急傾斜地崩壊対策事業の事業費の確定に伴いまして310万円の減。

続きまして、消防債、合併特例債でございますが、防災行政無線整備事業、また消防施設整備事業、それぞれ事業費の確定に伴いまして1,480万円の減。

同じく辺地対策事業債でございます。消防施設整備事業の事業費の確定に伴いまして700万円の減。

同じく過疎対策事業債も消防施設整備事業債の事業費の確定に伴いまして250万円の皆減でございます。

保健体育債でございます。合併特例債、こちらも体育施設整備事業の事業費の確定に伴いまして 920万円の減。

12ページをごらんいただきまして、補助災害復旧事業債でございます。公共土木施設災害復旧債でございます。48カ所の事業費の確定に伴いまして2,230万円の減。

同じく農地農業用施設災害復旧債でございます。29カ所の事業費の確定に伴いまして8,970万円の減。

同じく林業用施設災害復旧債でございます。35カ所の事業費の確定に伴いまして6,380万円の減でございます。

同じく過年公共土木施設災害復旧債、こちらにつきましては美並の平成29年度災害でございます。 大谷川の事業費の確定に伴いまして270万円の減。

同じく過年林業用施設災害復旧債でございます。美並の平成29年度災害、勝原林道2号線の事業 費の確定に伴いまして60万円の皆増でございます。

続きまして、単独災害復旧事業債でございます。公共土木施設単独災害復旧債、こちらにつきましては275カ所の事業費の確定に伴いまして3,840万円の増。

同じく農地農業用施設小災害復旧債でございます。67カ所の事業費の確定に伴いまして200万円の増でございます。

同じく林業用施設小災害復旧債、104カ所の事業費の確定に伴いまして1,210万円の減でございます。

歳入合計といたしまして2億7,956万9,000円の減でございます。

続きまして、13ページから歳出になります。

一番上、款 2、総務費になりますが臨時職員共済費でございます。こちらにつきましては農地中間管理事業の確定に伴いましての財源更正でございます。

その下、財政調整基金積立金ですが、余剰金に伴う積立金でございまして、9,013万1,000円の増。 その他特目基金積立金でございます。一般寄附金による教育文化振興基金積立金の増ということ で先ほど歳入のほうでもお話しさせていただきました東海シティガードからの寄附金を教育文化振 興基金へ積み立てるものでございます。

その下、郡上市ふるさと応援基金積立金でございます。ふるさと寄附金のそれぞれ平成31年1月から3月におけます積立金の増ということで387万円でございます。

庁舎等整備事業、こちらにつきましては建築物耐震化事業補助金の確定に伴いまして財源更正を するものでございます。高鷲庁舎の耐震補強工事におきまして一部対象外が出たということで補助 金が減となっております。

地方交通線車両整備事業でございますけれども、鮎立線バス購入事業の事業確定でございます。 104万4,000円の減。

土地利用対策経費、事業費の確定に伴いまして2,000円の減。

地方創生推進交付金、交流・移住推進事業、こちらにつきましては事業費の確定に伴います財源 更正でございます。

地方交通対策経費、こちらにつきましては地域公共交通確保維持改善事業補助金及び自主運行バス総合補助金の確定に伴います財源更正でございます。

地方創生推進交付金、郡上カンパニープロジェクト推進事業、事業費の確定に伴いまして989万円の減。

同じく地方創生推進交付金のずっと郡上・モット郡上都市農村対流戦略的イノベーションプロジェクト事業でございます。事業費の確定に伴います財源更正でございます。

旧越前屋改修事業、これは地方債の充当に伴います財源更正でございます。

防災行政無線整備事業につきましては、事業費の確定に伴いまして1,181万9,000円の減。

携帯電話等エリア整備事業につきましては、事業費の確定に伴いまして825万9,000円の減でございます。

続きまして、14ページになります。

ケーブルテレビ伝送路等更新事業、こちらのほうも地方債の充当によります財源更正でございます。

続きまして、戸籍住民基本台帳事務経費でございます。こちらにつきましては個人番号カード交付事務費補助金の確定に伴いまして財源更正でございます。

国勢調査費、それから農林業センサス調査費、どちらも事業が執行なしということで皆減でございます。

県輸出関係調査費でございます。事業費の確定に伴いまして1,000円の減。

住宅・土地統計調査費でございます。事業費の確定により107万5,000円の減。

経済センサス調査費も同じく事業費の確定に伴いまして7,000円の減でございます。

続きまして、款3の民生費でございます。

介護サービス事業特別会計繰出金、和良老人保健施設の災害復旧事業に係る補助対策が翌年度となるための増額ということでございます。1,053万円の増でございます。こちらは補助金分を一時一般会計で立てかえるという形になりますのでよろしくお願いいたします。

児童手当給付事業でございます。対象事業費の減の確定見込みによりまして2,448万円の減。

児童扶養手当給付事業につきましても支給対象者の確定見込み減によりまして934万8,000円の減 でございます。

款4の衛生費でございます。特定不妊治療費助成事業でございまして、申請件数28件に増加した ということで90万1,000円の増でございます。

款5農林水産業費でございます。

職員給与費、こちらは農業委員会交付金の確定に伴います財源更正でございます。

続きまして、総合鳥獣被害防止施設整備事業でございます。8地区、延長6,980メートル、事業 費の確定に伴いまして391万5,000円の減でございます。

水田農業推進事業、事業費の確定によりまして48万6,000円の減。

農地中間管理事業でございます。事業費の確定によりまして2万9,000円の減。

世界農業遺産推進事業、こちらにつきましてはトイレの設計業務でございますが、平成31年度に 郡上漁協の直接実施変更したということでございまして、補助金のほうを減にするものでございま す。84万5,000円の減でございます。こちらは新たに平成31年度の当初予算で補助金を計上してご ざいますのでよろしくお願いいたします。

機構集積協力金事業でございます。地域集積協力金82アール、経営転換協力金46アールの事業費 の確定によりまして69万3,000円の減。

後継者等就農給付金事業でございます。実績が2人になったということで100万円の減。

山村地域活性化事業でございますが、川合東部地域づくり協議会が行う事業の事業費の確定に伴いまして26万5,000円の減。

園芸作物振興施設等災害対策特別事業でございます。高鷲の大根圃場の被害、それから美並の獣害対策恒久柵、それぞれ7月豪雨の災害に於けるものでございますが、実績に伴いまして296万7,000円の減でございます。

市単独土地改良事業、こちらにつきましては売電事業収入の確定に伴いまして財源更正でございます。

県単独土地改良事業、ふるさと農道古道地区基本設計が県施工になったということで大きく減になっております。こういった理由によりまして1,220万3,000円の減でございます。

県営郡上南部広域営農団地農道整備事業は、大和地区ほか2地区の事業費の確定に伴いまして

1,043万4,000円の減でございます。

その下、県営中山間地域農村活性化事業分担金、またその下の県営ため池整備事業でございますが、両方とも分担金及び起債額の確定に伴いましての財源更正でございます。

一番下になりますが、県営基幹農道整備事業、こちらにつきましては高鷲の本谷農道の事業費の 確定に伴いまして666万7,000円の減でございます。

16ページをごらんいただきたいと思います。

造林推進事業でございます。これは森林整備または作業道でございますけれども、台風21号による倒木被害によりまして現場に入れなかったことが大きな理由になりますが、こういった事業費の確定によりまして減額させていただくものでございます。3,798万1,000円の減。

その下、小規模森林整備事業、補助金の確定によりまして財源更正をさせていただくものでございます。

森林・環境事業のニホンジカ捕獲事業でございます。実績に伴いましてニホンジカ捕獲頭数減ということで1,479万円の減。

その下、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業でございます。それぞれニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、カラス、それぞれ実績が書いてございますが、事業費の確定に伴いまして321万7,000円の減でございます。

木材搬出促進作業路整備事業でございます。こちらも先ほどの造林事業と同じく台風21号による 倒木によりましてなかなか現場へ入れなかったということで、22路線計画しておりましたが6路線 になったことによります事業費の確定でございます。485万3,000円の減。

県単独林道整備事業、こちらにつきましては大和の西洞林道ほか3路線の事業費の確定によりまして118万2,000円の減でございます。

過疎対策林道整備事業、こちらにつきましては起債額の確定によりましての財源更正でございます。

道整備交付金事業、明宝の鎌辺明山林道の事業費の確定によりまして145万円の減。

集落環境保全整備事業、大和の黒シ谷ほか7カ所の事業費の確定によりまして1,149万7,000円の 減。

市有林整備事業でございます。古道の市有林間伐委託等の事業費の確定によりまして999万4,000 円の減でございます。

水産振興施設管理運営経費でございます。あゆパーク施設の維持管理経費の事業費の確定に伴いまして300万円の減でございます。

続きまして、款6商工費になります。

地方創生推進交付金、雇用対策推進事業でございます。大学生等就職者確保対策事業補助金の確

定に伴いまして155万2,000円の減。

同じく産業支援センター活動経費でございます。負担金の事業費の確定によりまして218万7,000 円の減。

同じく八幡市街地空き家利活用推進事業でございます。事業費の確定によりまして2,000円の減でございます。

宿泊施設改修支援事業でございますが、17件を予定しておりましたが、10件ということで実績に伴いまして2,771万5,000円の減でございます。

地方創生推進交付金、「観光立市郡上」推進事業でございます。事業費の確定によりまして214 万2,000円の減。

観光施設整備事業、こちらにつきましては歳入でも説明させていただきましたが、カルヴィラいとしろ駐車場の舗装工事が南海トラフ等の地震対策推進事業補助金の不採択になったということでの財源更正でございます。

道の駅施設整備事業、これは道の駅やまとの施設の修繕の事業費の確定に伴いまして94万3,000 円の減。

農泊推進施設改修事業、こちらにつきましては道の駅明宝物産館、また磨墨会館体験施設の改修 事業の事業費の確定に伴いまして142万3,000円の減でございます。

款7土木費でございます。

沿道林修景整備事業、市道奥長尾線ほか15路線の事業費の確定に伴いまして87万1,000円の減。 合併特例道路整備事業でございます。高鷲の市道中島1号線ほか2路線の事業費の確定に伴いま して525万3,000円の減。

過疎対策道路整備事業、明宝の桜谷1号線ほか3路線の事業費の確定に伴いまして430万円の減。 辺地対策道路整備事業でございます。美並の杉原本線ほか8路線の事業費の確定に伴いまして 1,332万7,000円の減。

社会資本整備総合交付金事業でございます。高鷲の市道大原線ほか2路線の事業費の確定に伴いまして210万円の減。

18ページをごらんいただきたいと思います。

道整備交付金でございます。市道鷲見上野線の事業費の確定に伴いまして119万9,000円の減。 道路ストック総点検事業でございます。橋梁点検事業費の確定でございます。307万2,000円の減。 道路除雪経費、こちらにつきましても事業費の確定によります委託料の減でございますが、680 万円の減。

公共急傾斜地崩壊対策事業、白鳥の上棚ほか4カ所の事業費の確定に伴いまして329万7,000円の 減。 河川維持補修事業でございます。堤防の除草委託金、県からの委託金でございますが、こちらの 確定によります財源更正でございます。

木造住宅耐震診断事業、5件に対します事業費の確定による減額4万6,000円でございます。

建築物耐震化事業でございます。これは八幡の民間ビル耐震設計の事業費の確定によりまして73 万1,000円の減でございます。

款8消防費になります。

消防施設整備事業、こちらにつきましては耐震貯水槽の6基予定しておったものが3基になったということで、これは3基が補助事業に採択されなかったということで歳入のほうでも御説明させていただきましたが、それに伴いまして事業費を1,791万8,000円減額させていただくものでございます。この3基につきましては平成31年度に実施予定でございます。

続まして、款9教育費でございます。

部活動指導員配置促進事業でございます。当初予定していた人員が確保できなかったということで188万1,000円の減でございます。

文化施設整備事業、明宝歴史民俗資料館の改修でございます。事業費の確定に伴いまして39万 7,000円の減。

スポーツ大会開催事業、ねんりんピック先催大会の視察事業補助金の確定に伴いまして財源更正 でございます。

2020スポーツツーリズム推進事業でございます。こちらにつきましては公共スポーツ施設等活性 化助成金の採択によりまして財源更正でございます。

その下、体育施設整備事業でございます。五町の社会体育施設の耐震補強事業でございますが、 こちらのほうに建築物耐震化事業補助金の確定と、それからスポーツ振興くじ助成金が採択になっ たということによります財源更正でございます。

款10災害復旧費でございます。

単独災害復旧事業の農地農業用施設でございます。起債及び分担金の確定によります財源更正でございます。

その下、現年補助災害復旧事業の農地農業用施設でございます。29カ所の事業費の確定に伴いまして1,877万円の減。

また単独災害復旧事業の林道用施設でございます。起債額の確定に伴いまして財源更正でございます。

続きまして、現年補助災害復旧事業(林業用施設)でございます。35カ所の事業費の確定に伴いまして1,732万4,000円の減でございます。

同じく公共土木施設でございます。補助金の確定に伴います財源更正でございます。

その下、単独災害復旧事業の公共土木施設でございます。 ふるさと 寄附金の災害復旧支援の繰り 入れ及び補助金の確定に伴います財源更正でございます。

一番下になりますけれども、現年補助災害復旧事業(公共土木施設)でございます。48カ所の事業費の確定に伴いまして6,834万3,000円の減でございます。

合計 2 億7,956万9,000円の減となるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(兼山悌孝君) ただいま説明が終わりましたが、ここで暫時休憩といたします。再開は11時 10分とします。

(午前11時00分)

○議長(兼山悌孝君) それでは、全員おそろいでございますので、休憩を解き、会議を再開いたします。

(午前11時09分)

○議長(兼山悌孝君) 先ほど説明が終わりましたので、質疑を行います。

質問につきましては、ページ番号を添えて質問くださいますようお願いします。

(挙手する者あり)

- ○議長(兼山悌孝君) 8番──ごめんなさい、ちょっと待ってください。それを忘れていました。 健康福祉部長より、先ほどの野田議員の質問に回答を求められておりますので、許可いたします。 健康福祉部長 和田美江子君。
- **〇健康福祉部長(和田美江子君)** 失礼します。先ほど、野田議員の御質問の課税限度額の変更についてですが、介護納付金分を16万円でなく17万円でないかといったことにつきましては、当初に医療分も含めまして4万円ということで検討されていたということですが、最終検討の結果は3万円になったということで、この資料のとおりでございます。

あと、平成元年度の限度額、合計のところで96万円といったところですが、ひとり世帯のみの世帯では、31万円上がりまして、920万円ほどの所得になるといったことでございます。よろしくお願いします。

- O議長(兼山悌孝君) 野田議員、よろしかったですか。 それでは、8番 田代はつ江君。
- ○8番(田代はつ江君) 8番、田代です。1点だけお聞きしたいと思います。

14ページの事業番号4010210の特定不妊治療費助成事業のところですけども、今回、12件から28件というふうに申請の件数の増加に伴う増額がされたわけですけども、大体これは補正後の予算か

ら見てみると、大体1人が8万円ぐらいの治療費の助成があるのかなと思うんですけども、こういうのというのは、一人一人違うと思いますが、この特定不妊治療費の助成事業というのを、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。

- **〇議長(兼山悌孝君**) 健康福祉部長 和田美江子君。
- **〇健康福祉部長(和田美江子君)** 特定不妊治療費の助成の内容でございますが、まず、県の助成事業がありまして、それに上乗せして市の助成を行っております。

県の助成は、初回は30万円を助成しまして、その後は1回15万円ずつといった状況になっております。通算しまして6回の助成が受けられますが、年齢によって40歳以上になりますと3回といったところでございますので、回数は若干年齢によって変わってきております。

市のほうは、県の助成を受けた方が対象になりますが、県の助成以上に費用はかかりますので、 郡上市のほうでは10万円プラスして助成を行っております。

で、今回、申請の人数がふえた件につきましては、周知もしておりますし、不妊症治療を望む方 もふえているというような状況で、こういった結果になっております。

(挙手する者あり)

- 〇議長(兼山悌孝君) 8番 田代はつ江君。
- **〇8番(田代はつ江君)** わかりました。関連してもう一つこのことでお聞きしたいんですけども、この12件から28件にふえたところで、年齢的に40歳以上の方というのはどれくらいあるんでしょうか。
- **〇議長(兼山悌孝君**) 健康福祉部長 和田美江子君。
- **〇健康福祉部長(和田美江子君)** 済みません、具体的に40歳以上の数、今手持ちにございませんが、 最近は20代後半から30代の後半の年齢が一番多く治療をされております。済みません、30代後半か ら40代の前半です。ごめんなさい、失礼しました。治療されております。

済みません、具体的な人数、割合は、今、手持ちにございませんので、申しわけありません。

〇議長(兼山悌孝君) よろしいですか。ほかに。

(挙手する者あり)

- 〇議長(兼山悌孝君) 4番 野田勝彦君。
- ○4番(野田勝彦君) 2点伺います。

ちょっと私の認識不足かもしれませんが、最初、1ページでございますが、10の111の下のほう、地方交付税、特別交付税のところです。4億円以上が補正されているわけです。半端でない金額なんですが、7億8,000万円に対して4億円の補正ですので、大変大きいんですが、何か背景や理由があるのかどうかという点が第1点になります。ふえたことはありがたいことですが、その背景を教えていただきたい。

2点目は、18ページであります。上から3段目、道路の除雪経費であります。当初想定された補 正前の金額から補正額が680万円と。非常に小幅な補正にとどまっておりますが、昨年の降雪の状 況から見ると、この程度の補正でいいのかなという素朴な疑問が湧きます。

除雪事業者の方々も大変苦悩といいますか、降るべきものが降らない状況というのは大変なことだったんではありますが、しかし、出動がないのにということは、若干のいろいろな問題点も出てくるんではないかと思いますが、この補正の状況を教えていただきたいと思います。

以上です。

〇議長(兼山悌孝君) 総務部長 乾松幸君。

○総務部長(乾 松幸君) それでは、野田議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。 この特別交付税でございますけども、これは地方交付税総額の6%を地方交付税として、財源と しております。それで、内容でございますけども、普通交付税で補足されなかった特別な財政需要 でありますとか、そういった特殊事情を対象にしていただけるものが多くございます。そのほかに、 普通交付税で算定されなかったルール的な部分と、それから特別事情の分、2階建ての形になります。

それで、一般的には、交付の総額の3分の1を12月にいただいて、それから3分の2を3月ということで、その3分の1部分がルール分ということで、基本的にある程度見込めるという部分でございます。

それで、3月に交付される3分の2部分につきましてが、ルール部分と、それから特殊事情が入ってくるということでございます。

で、その特殊事業というのは災害等でございまして、昨年度でといいますか、平成29年度でいきますと、除雪経費が多く見込まれましたし、ことしは7月豪雨等による災害でいただけたということでございますので、これはなかなか見込めるものではございませんので、ある程度平準化並みに見ておいて、後、補正をさせていただくというのがございますので、よろしくお願いいたします。

〇議長(兼山悌孝君) 建設部長 尾藤康春君。

〇建設部長(尾藤康春君) それでは、除雪の関係についてお答えいたします。

まず、30年度の除雪につきましては、今回680万円を減額させていただくということで提案をさせていただいておりますが、これは委託料でございます。で、除雪の除雪車が実際に除雪作業をする、そうした委託の経費が当初から比較しますと安くついたということでございますが、当初では、委託料を2億1,900万円ほど予算計上をしておるわけですけども、その中で、執行済みがおよそ2億1,200万円ということで、680万円の減額ということになりました。

それで、除雪の内容については、12月は委託料につきましては約2,900万円、それから、1月が1,300万円——失礼しました。1月は1億3,490万円です。それから、2月が2,071万円、それから、

3月が1,683万円ということで、合計で2億398万円ほどの除雪の作業を実際にはやっております。 また、除雪が、降雪が全然ないとき、業者さんによっては当然リースで機械を準備したりとか、 そうした機械の運行が全然なかったときなんかは、試運転経費という形で若干の手当てをさせてい ただいております。そちらについては、このシーズン、12月から3月までのトータルで約830万円 ほどは、そうした試運転経費という形で交付をさせていただいております。

30年度につきましては、その前年と比較しますと、29年度は10億円を超えるような除雪の費用が かかりましたけども、30年度は減額補正ということで、郡上市が誕生して15冬シーズン過ぎますが、 減額補正をしたのは今回が初めてということでございます。

O議長(兼山悌孝君) よろしいですか。ほかに。

(挙手する者あり)

- O議長(兼山悌孝君) 7番 森喜人君。
- ○7番(森 喜人君) 今の4番議員の関連なんですけども、地方交付税の特別交付税の部分ですが、 4億円の交付税が追加されるということなんですが、特別交付税については、私もちょっと12月で したか一般質問をしたことがあったんですが、その中で、項目として200ぐらいあったと思うんで す。200ぐらいの項目の中のどういった部分が影響して、こういった額になったのかということを お聞きしたいと思うんです。

それから、激甚指定を受けたわけですが、その激甚指定との兼ね合いといいますか、激甚指定で この数字がふえるのか。もしくは各事業でふえるのか。そこら辺の関連を少しお聞きしたいと思い ます。

- 〇議長(兼山悌孝君) 総務部長 乾松幸君。
- ○総務部長(乾 松幸君) この特別交付税というものになりますけども、たとえルール分であっても、具体的な算定資料といいますか、交付していただいたものに対する額の確定というものができないです。こちらのほうから、いろんな調査が来ますので、こういった事業でお金を使ったという報告はさせていただきますが、その部分についてどれだけ算定されたというのはわからないようになっていますというか、わからないものでございます。

それで、その200ぐらいあるというのは、全部の項目で200ぐらいあったしても、郡上市に該当するものはそれだけありませんけども、そういったものを報告させていただいて、それに対して来る部分と、先ほど説明をさせていただいたとおり、災害復旧であるとか、豪雪も含めましてですけど、そういった経費に対しまして、一般財源の経費に対しまして、国のほうが総額予算の中から、当然、全国的にいろんな災害がたくさんあれば減ってきますし、少なければ、一部の地域に偏れば、もしかしたらたくさんいただけることもあるかと思いますけども、そういった形で配分されて来ますので、積算内容といたしましては、市ではわからないという状況でございますので、よろしくお願い

いたします。

交付税そのものの中の激甚指定での関係というものは、ないのではないかというふうには思って おりますが、ただ、どういう範囲で災害のところを見ていただけたかということについては、ちょ っとわかりかねるところがございます。

- 〇議長(兼山悌孝君) 7番 森喜人君。
- **〇7番(森 喜人君)** それでは、執行部としてはどういったことで申請をされたのか、どういう部分で申請されたかということはわかりますか。今、申請した分です。
- 〇議長(兼山悌孝君) 総務部長 乾松幸君。
- ○総務部長(乾 松幸君) その項目を全てということですか。

(「 」と7番議員の声あり)

○総務部長(乾 松幸君) いや、それは結構。ないと言いつつ結構ありますので。

(「また後で」と7番議員の声あり)

- ○総務部長(乾 松幸君) わかりました。また後ほど。激甚指定によって一般財源が減ってくれば、 その部分につきましては特別交付税は若干減ってくるであろうということでございますので、よろ しくお願いいたします。
- 〇議長(兼山悌孝君) よろしいですか。

市長日置敏明君。

○市長(日置敏明君) ()ないんですけども、確かに4億円ほどふえたというのは半端でないふえ方だという御指摘もございますが、要するに、特別交付税というのは、したがって、普通交付税の基準財政需要額と収入額というような形で機械的にといいますか、非常に均一的に決まってくる交付税と少し違いますので、非常に変動が大きいということは覚悟しておかなければいけないということで、例えば、郡上市よりも多く、例えば、同じ積雪でもすごいところが出てきたとか、あるいは、災害も非常に郡上市よりも大きな災害が全国で起こったというような形になると、その交付税総額の6%分という分を、やはりそういう全国のいろんな状況を見る中で配分をしますので、郡上市としては、やはりそれを過大に見積もっておいて、後で穴があいたという形になるのは、厳にさけなければいけないという意味で7億八千何万円というような形の、毎年ほぼ当初計上額をしておりますが、ただ、最近の状況を見ますと、実際に決まってくる分では、ほぼ9億円から10億円ぐらいはいただけています。

そういうことですので、その差額を最後のところで、この特別交付税も決まってくるのは最後の ほうに来ますので、そういうことで専決をさせていただいておりますが、やはりある程度固く見積 もっていくという従来からのそういう中で、ちょっと最終的に差額は、ことしはありがたいことで すが、それだけ出たということでございます。 それから、先ほどの、したがって、あくまでも特別交付税の算定は、いろんな項目について市町村課のほうから問い合わせが来て、それについてこういう施策をやりましたとか、ある程度郡上市として特有の施策をやったり、そのような形でも見てもらえるというもので、したがって、あくまでも全体としての一般財源の所要額がどれだけかかったかということについて要望をしていくということであります。

したがって、先ほどの激甚指定等によって、今回も出ておりますが、国の災害復旧の補助金がふ えるというのは、逆に言うと、それだけ分、所要一般財源が減るという、それだけなくてもいいだ ろうという関係になるという。

したがって、激甚災害指定の問題と特別交付税というのは、むしろそっちがそういうふうに手厚く、国庫補助金、災害復旧の補助金で見てもらえるとすれば、一般財源所要額のほうは逆に少なく て済むねというほうの要素に働くことでございます。

〇議長(兼山悌孝君) いいですか。

(挙手する者あり)

- 〇議長(兼山悌孝君) 7番 森喜人君。
- ○7番(森 喜人君) 激甚指定でかなり国の補助金が多いわけですが、それに加えて、これ特別交付税が4億円ということですから、相当多いわけです。要するに、激甚指定分は減らされるわけですが、それでも4億円もらえるという。
- 〇議長(兼山悌孝君) 市長 日置敏明君。
- ○市長(日置敏明君) 今回のは、災害復旧だけのことでありませんので、それから、その激甚指定というのは一定の、例えば今回も、御説明しましたように農業用等の施設災害等について適用されているだけで、ほかの一般公共土木等についてはございませんでしたし、それから、そういうもの以外にいろいろ災害対策等ではかかっておる経費、それとプラス、とにかくいろんな経費が必要ですので、そうした項目に該当するものをできるだけ、これはきめ細かく特別交付税で措置してくださいよという形で財政課のほうからいろんな資料説明をしておるということでございます。

で、激甚指定のほうは、むしろ後の分も、その分については、むしろ逆にどこに一番効いたかと いうと、受益者負担金といいますか、分担金等の減額等には大きく響いて、それだけ少なくて済む という形になっておるんじゃないかと思います。

〇議長(兼山悌孝君) ほかにございませんか。

(挙手する者あり)

- 〇議長(兼山悌孝君) 5番 山川直保。
- ○5番(山川直保君) 6ページの歳入にも係りますし、16ページの歳出にも係りますが、鳥獣被害の防止緊急捕獲活動支援補助金、また、支出のほうにおきます有害鳥獣の支援事業ということで、

イノシシの頭数につきましては、思っとったよりもとれていないということがございまして、過去 3年を比べましても多分かなりこの捕獲頭数が減っておるということで、もちろん、この要因は豚 コレラの関係があるとは思うんですけれども、やはりとっても、そうした流通が少ないためにとり 控えたというようなところもあったのかどうかと、その理由です。

逆に、行政としては、その状況を見ておって、もっと頑張ってとってくれと言うべきが、行政が 豚コレラの対する施策の一つであったと、私は思うわけでございますけれども、そのあたりの指導 がしっかりされておったか、また、猟師さんたちが、そのとり控えもあったかどうかということを お聞きしたいということを思います。

それと、9ページの真ん中あたりの水産振興施設管理費雑入でございますが、あゆパークの関係でございます。あゆパークからの歳入、雑入が、これが179万1,000円ほど減しておるという中において、内訳におけるあゆパークのレストラン使用分というものが283万7,000円から97万3,000円に減りまして、186万4,000円ほど減ということがございます。レストラン使用です。

それと、もう一つの減は、体験利用料金というものが思ったよりもこれは減しておるというようなことでございまして、その理由についてお聞かせ願いたいということを思います。

レストランについての稼働が思うようにいっておったかどうか。そして、あとは体験の稼働が思うようにいっていたかどうか。これはもちろん本流においての鮎釣りにおきましては、これは条件がいろんなことがありますけれども、ほかにおけるものの理由があったかどうかについてお聞きしたいと思います。

といいますのも、あゆパークへの入り込みにつきましては、思ったよりもよくて、その目標人数 というものはクリアしておるという中でのこの減について、どうしてだったのかなということを思 いますので、その2点についてお伺いをいたしたいと思います。

- **〇議長(兼山悌孝君)** 農林水産部長 五味川康浩君。
- ○農林水産部長(五味川康浩君) 失礼します。まず、1点目の鳥獣害捕獲につきましては、イノシシの頭数が減ったことについては、豚コレラというよりは、むしろ実際的には猟期等も含めた中で、積雪が非常に少なくて捕獲がしづらいという状況も並行的にあったことを申し添えさせていただきます。

結果、捕獲頭数につきましては、毎年、市の7月公報で獣害の状況についてはお知らせをして、 今回も載せさせていただきますが、イノシシにつきましては、29年度が714頭と比較しますと、今 回の捕獲頭数としては減っておりますので、その辺につきましては、市とすると、いわゆる豚コレ ラについてはできるだけイノシシの蔓延防止ということで捕獲は進めていただきたいということを やっておりますし、また、ジビエ関係者に対しても、現在、豚コレラによってイノシシが出荷され る状況はどうかということ。そして、それに対する風評被害があるか否か、支援策はどうかという ことについて、現在、聞き取り調査をして、必要に応じて9月のところで、そういった支援策を検 討してまいりたいということを予定しておりますので、指導として決して手控えをしたわけではな く、豚コレラが蔓延しないように、市としては最大限努力をさせていただきましたし、ジビエに対 しても、今後、影響がないよう、対策を努めてまいりたいというふうに考えております。

2点目のあゆパークにつきましては、こちらにつきましては県の施設ということで、市はあくまで指定管理者でありますが、幾分にも初年度ということがございますので、経費につきましては、類似施設の中での最大限という経費を見させていただいたことから、結果的には実績に応じて、例えばレストランの光熱水費は不足しないよう、最大限見させていただきましたが、若干費用についてはおさまったということが結果になります。

また、体験使用料につきましても、これはできるだけ委託をする体験事業者にインセンティブが働くように、基本的には1回当たりの体験に対して、1回16名、それにかかる経費分を体験使用料として見込むと。したがって、体験事業者は頑張って16名以上の体験者を1回当たりふやしてくれば、どんどん収入はふえるということですが、昨年は、一番多かったのは、市内の小中学生もしくは県内の小中学校というところでの活用が一番多かったことから、その辺の一般の飛び込みの民間というよりは、ある程度の団体で経費を抑える使用が多かったということが一つの方向と出ています。

で、一応、先日20万人達成セレモニーをしましたが、来場者数につきましては、31年度が16万4,000人、そして、体験につきましては全部で66回、1,400人という形になっております。うち、市内が全部で30回、そして725人という使用になっておりますので、この辺につきましては、先日、県のほうも1周年記念、さらには、今後の30万人達成という形の中でPRを進めながら、体験がより充実する形の中で進めさせていただければというふうに感じておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

(挙手する者あり)

- 〇議長(兼山悌孝君) 5番 山川直保君。
- ○5番(山川直保君) まず、鳥獣関係についてお伺いしますが、29年度はイノシシにつきましては 714頭ということで、これは約半分ぐらいに減っているわけです。

今、部長のお答えでは、行政は決して豚コレラの対策、もっと捕獲を推進するのを怠っておった わけじゃないと。そして、今に至って風評被害についての調査を今行っておるというようなことで、 風評被害の調査自体するのが遅いんじゃないですか。

私は、数人の猟師からしか聞いておりませんが、今、部長の答えた積雪の量、これはそんなに去 年、おととしのほうがもっと少ないときがありました。ことしよりも少なかったですよ。そしたら、 その積雪の量が原因で少なかった、とれなかったなんてことは言えないと私は思うんです。少なかったからとか何だと言われました。少なくても、29年はようけ、714頭とっているんです。29年は雪が少なかったんですから。でも、ようけとっているんです。ですから、積雪の量のことではそんなことは言えないと、私は言えると思うんです。

それと、もっと前向きにやるんならば、今、9月にと言われましたけれども、これ、県からも捕獲に対する上乗せということは、私は聞いておりませんから、市が本当にこの郡上でせきとめて被害を出さないというような気概を持って、2,000万円でも3,000万円でも補正をやって、もっと高い捕獲の料金にして、本当に郡上でくいとめるぞという気概を、他の自治体にもその姿を見せることによって、例えば下呂市でも、もう入っていると思いますが、そこから以北へ入らんようにしとるというところを県にもそういう姿勢を見せて、そして、県がまたそれにお金を足すような、これ、今、新年度予算のことしの令和予算の補正にまだ入っていませんけど、本来なら、この今の6月にそういう補正を郡上市独自で打って、そういう真剣度を見せて、そして、その真剣な姿を猟師の方々にも見せることによって、そして、本当に現場でとっていただけるんじゃないですか。

やはり猟師の方に聞くと、これとって、もしかしたらコレラがあるとかなわんし、そして、どっちみち市場は非常にシシ肉に対して厳しいし、という理由が実際はあったんです。だから、控えているところがあるんです。

ですから、今、部長が言われたような雪が多かったですからとかなんていうことは、これは逆のことを言われましたし、決して、今、風評調査をしていることは、やってもらって当たり前ですが、もっと早ようせにやあかんことやと思いますし、それに対しての本当の新年度予算を打つべきだと。もしそうでなければ、この6月の補正でも打つべきだったと、私は思うわけなんです。

ですから、そのあたり、もうちょっと真剣な策を、積極的な策を、口だけじゃなしにやってもらわないかんと、私は思っています。

そのことについてと、そして、あゆパークですけれども、入り込みの人数は達成されたと。それに比例して体験そして売り上げ等は上がるものと思っての計算、初年度はその誤差があるのは当たり前かもしれないが、ちょっと私はこのあゆパークのレストラン、これはもう完全に3分の1以下になっております。3分の1になった理由、これは例えばレストランが何かの理由で何日か休むなんてことがあったかどうか。それとか、そういう体制のことに関して全く問題がなかったかということについてもお伺いしておきたいと思います。

- 〇議長(兼山悌孝君) 農林水産部長 五味川康浩君。
- ○農林水産部長(五味川康浩君) それでは、1点目の鳥獣害捕獲につきましては、ジビエ対策につきましては、おくれたことは大変申しわけないと思います。このことについては速やかに、現在、6月1日のところで調査アンケートを進めましたので、速やかに対処させていただければと思いま

す。

で、捕獲のことにつきましては、先日の県の新聞のほうに出ておりましたが、現在、郡上地域については、県の指定する調査捕獲区域につきましては1万5,000円から2万円に報奨金が上がると。いわゆるこれは市でなくて、県から直接捕獲された猟友会に対して支援を出すということが出ておりますので、今回、6月補正でしなかったのは、県費用で、直接猟友会に対して委託事業として報奨金が上がることの施策が進んでおりますので、まずは、そちらを優先して進めておるということです。

なお、この県の調査捕獲につきましては、特別講習を受けていただいた、全部の猟友会の方ではなくて、ある程度知識、技術を持った方ということが変更理由でありますので、市とすると、できるだけ猟友会の皆さんにそういった講習を受けていただいて、全員の方が県の調査捕獲の対象になって、報奨金がいただけるような進め方を進めさせていただければというふうに思っております。

もう一点目のあゆパークにつきましては、基本的に、レストランは市の指定管理ではなくて、県の目的外使用として特定の会社のほうが申請をして使われるものです。で、一部、メーター的には案分をして、指定管理の中で市のほうがその分をいただく構成にしていますが、料金が少なくなった部分としては、一部、昨年の11月から12月にかけて、料理人の変更と、そして出されるメニューの体制づくりということで、一部閉鎖というか、準備期間ということで抑えた部分がございます。

あと、もう一点、当初のところでは光熱水費にガス経費を市のほうで費用をもらって払うところから、一部直接契約で業者が直接費用を払うようになった。その分の減額が含まれておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

(挙手する者あり)

〇議長(兼山悌孝君) 5番 山川直保君。

○5番(山川直保君) これは本年度の補正にもかかわる問題なんですけど、その猟友会の方々、狩猟免許を持っている方に新たな講習を受けてもらうようになりますということなので、別にこれお金に関して、例えば後で今年度予算のことで言いますけど、全くそれに何かつけずに、口でだけ言ってやれやれといっても、そういう理由があってみんないやなんでやらんのです、それは。僕はそう思うよ。あとでそれは言いますけど。

それと、もう一つ、このあゆパーク、今そういう理由があったと。料理人の変更、何かメニューの云々ございましたけど、それだけの理由ならええんやけど、そうでない、市としてもある程度の責任を持って県の指定管理ですから、それをしっかりと進めるべきような課題は、やってみて、なかったのかということを、私はそれを聞いとるんです、それを。でも、何もなかったというか、ガスのこととか、そんなことしか言われませんでしたけど、何も問題視することは一つもなかったの

か、お聞きします。

- **〇議長(兼山悌孝君)** 農林水産部長 五味川康浩君。
- ○農林水産部長(五味川康浩君) 猟友会の部分については、そういった猟友会員の方の声を反映しながら、また、あす、猟友会の総会がありますので、改めて御意見を聞きながら、その御意向の部分を反映できるように取り組みさせていただければというふうに思います。

あと、レストランは、しつこいようですが、ガスの光熱水費146万円を当初予算で見込んでおったのが、これが直接支払いに変わったということですので、減額された金額の中で大きくガス代の変更ということが占めていることが1点、後、料理人のことにつきましては、いわゆる、これは県の直轄の目的外使用貸し出しでありますので、使用団体と県との中で直接指導等を進めながらやられておると。結果、昨年の中は試行錯誤の中でいろんなメニューづくり、こういったメニューがいいと思って出したのが、やっぱりお客さんの反応としては実際変わってくるとか、そういった部分のお話はいろいろあって、今現在のところでは、新しい料理人体制と、そしてサービス体制の中で進めておりますので、昨年のことは、こととして、前向きな体制の中で今よりたくさんの方がどう使われるか。これは県と一緒に市のほうも関与させていただきながら御指導して、魅力あるレストランづくりに寄与していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長(兼山悌孝君) ほかにございませんか。

(挙手する者あり)

- 〇議長(兼山悌孝君) 4番 野田君。
- **〇4番(野田勝彦君)** 済みません、先ほど合わせてすればよかったんですが、ちょっと追加でお願いいたします。

9ページの1段目にかかわる財政調整基金の繰入金であります。当初、15億円ほどの繰り入れを 予定しておったところを、5億円ほど繰り入れしなくても済んだということだと思います。大変大 きな額で、これまたどうしてこんなにも使わずに済んだと言ったら、そういうことですね。なぜそ んなに残ってしまうことができたのかと。

先ほどの特別交付金との関係があるかしらんと、ちょっと勘ぐってしまうんですが、そんなことはなかろうかと思いますけども、その背景をちょっと教えていただきたい。これがまず第1点です。あわせて、13ページのほうに、今度は財調への積立金というのが約1億円近くあるんです。そうしますと、この補正の中で合わせて5億円ほどがふえたと。ふえたという表現はよくないかもしれませんが、こんなふうに考えてもいいんじゃないかと思うんですが、そうしますと、結構支出のほうにも、それほどでなくても済んだのかなというふうに考えてしまいますが、その背景をちょっと教えていただきたいと思います。

〇議長(兼山悌孝君) 総務部長 乾松幸君。

〇総務部長(乾 松幸君) ただいまの質問に対するお答えをさせていただきます。

まず、財政調基金の繰入金でございます。 4億9,519万9,000円減にさせていただいて、補正後に10億円になったということでございます。

この内容につきましては、先ほど、歳入のほうの説明もさせていただきましたが、特別交付税等で歳入があったと、多く入ってきたということで、基金の繰り入れは、今、一般財源ベースで考えますので、そういった必要な一般財源が減ってきたと。歳入が多かったために、繰り入れしなくてもよくなったということでございますので、よろしくお願いをいたします。

それと、もう一つ、積立金との関係でございますが、実は、3月末に起債の償還等で非常に支出が多くなります。そういった関係で、3月末に10億円を先に繰り入れをさせていただきました。その後に、こういった専決で額が確定をしてまいりますので、繰り入れたものは繰り入れたものとして処理をさせていただきますし、その後、歳入歳出剰余金が出た部分につきましては、新たに財政調整基金に積み立てさせていただいたというものでございますので、よろしくお願いいたします。

〇議長(兼山悌孝君) いいですか。

(挙手する者あり)

- O議長(兼山悌孝君) 4番 野田勝彦君。
- **〇4番(野田勝彦君)** ということは、先ほどの特別交付金は使途については、自由に裁量でできる ということですね。そういう点では大変ありがたい交付金だとは思いますが。

というのは、それほどの激甚やさまざまな災害の中で、そういうところに有効に使うということは大変大事なことだと思うんです。ふえた分だけ、そのまますっかり基金に入れてしまうというのも若干問題があるんではないかと。それは、なかなか難しい問題で、どこに、どういうふうに使うかというのは、現場の中で裁量もあろうかと思いますが、一遍お考えをいただきたいと思います。

- 〇議長(兼山悌孝君) 総務部長 乾松幸君。
- ○総務部長(乾 松幸君) 必要な財源として財政調整基金を繰り入れて、災害等の工事をやっていくということで、一時、財政調整基金で立てかえたというふうに思っていただいたほうが結構かと思います。それで、特別交付税で来た分について、そういった処理をさせていただくということでございますので、よろしくお願いいたします。
- ○議長(兼山悌孝君) いいですか。ほかにございませんか。

(挙手する者あり)

- 〇議長(兼山悌孝君) 1番 三島一貴君。
- ○1番(三島一貴君) 1番、三島です。1点のみお聞きしたいと思いますが、3ページの一番上の 地方創生推進交付金、この中の郡上カンパニープロジェクト推進事業のことで、同じく13ページの 下から5行目で歳出のほうにもございますが、本市が考える地方創生事業として、ソフト事業とし

てはこの事業が一番大きなものだと考えておられると思いますが、このように交付金が減額、そして、事業の確定、で、委託料が減額されているまず理由をちょっと教えていただきたいと思います。

- 〇議長(兼山悌孝君) 市長公室付部長 置田優一君。
- ○市長公室付部長(置田優一君) ()減額の理由でございますが、郡上カンパニーについては、 当初、10のプロジェクトでスタートをするということで積算をしておりました。で、マッチングの 結果、プロジェクトの数が10から8つになったということが一つございます。

それから、プロジェクトの開始の時期を、当初は4月スタートというふうに計画をしておりましたが、結果として、7月とか、それから8月のスタートになったプロジェクトもあるということで、そういった理由もございます。

それからあと、1件、11月にご家庭の事情で契約を解除したいうこともございまして、そうした 要因によりまして、カンパニーにつきましては989万円の減額になったということでございます。

(挙手する者あり)

- 〇議長(兼山悌孝君) 1番 三島一貴君。
- ○1番(三島一貴君) 3月の予算委員会のときにも質問したんですが、平成31年度は、30年よりまた多い予算で、8,000万円ほどかけてこの郡上カンパニーのプロジェクトをやるということで考えておるということでしたが、本当になぜ地方創生事業をやるのかというところでいきますと、この事業をやることによって本市がよくなっていくことだと思います。結果、この事業が、中身のことは僕も大体承知はしておったんですが、あえて聞かさせてもらいましたが、結果、どうなったんだと。10件のうち8件かもしれませんし、途中でやめられたということはあると思いますが、これだけお金をかけられてやる事業ですので、むやみにやればというわけでもありませんが、やらなければ何も結果は出てこないですし、意味がないものなのではないのかなと思います。

その辺も踏まえて、いま一度、31年に向けてどのように考えておられているのかを最後に聞きた いと思います。

- 〇議長(兼山悌孝君) 市長公室付部長 置田優一君。
- ○市長公室付部長(置田優一君) 郡上カンパニーのプロジェクトにつきましては、地方創生交付金を活用して、今年度で3年目に入るということがございます。

で、プロジェクト自体は2年目ということでございますので、1年目のプロジェクトを1年間回 してみてどうであったかという成果もしっかり検証しながら、今年度もまた新しく始まるプロジェ クトがございますので、その事業の進行について、こちらとしてもしっかり管理をしながら、仕事 に結びつくように、また、定住に結びつくようにしっかり事業を進めていきたいということはござ います。

それからさらに、その後に向けて、これで終わりではなくて、次につながるような仕組みについ

ても、また民間はどのようにこの仕組みをうまく次につなげることができるかということにつきましても、今年度しっかり考えながら事業を進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長(兼山悌孝君) いいですか。ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) それでは、以上で質疑を終了いたします。

お諮りします。議案第3号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略 したいと思います。これに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第3号は委員会付託を省略することに決 定いたしました。

討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 討論なしと認め、採決いたします。

議案第3号については原案のとおり承認することに異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり承認することに決 定いたしました。

それでは、ここで昼食のため暫時休憩といたします。再開は午後1時とします。

(午前11時55分)

○議長(兼山悌孝君) それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午後 1時00分)

○議長(兼山悌孝君) ここで、先ほどの8番 田代はつ江議員の質問に対し、健康福祉部長から答 弁を求められておりますので、許可いたします。

健康福祉部長 和田美江子君。

〇健康福祉部長(和田美江子君) 失礼いたします。午前中の田代議員の御質問で、特定不妊治療費の助成につきまして、40歳以上の女性の実績といったところですが、まず、特定不妊治療費の助成は、対象年齢の上限は43歳未満というふうになっております。30年度の全数としましては28件、28件中4件が40歳以上になっております。実人でいいますと、14人中2人が40歳から43歳未満といったところで、14%ほどを占める状況となっております。

◎議案第4号について(提案説明・採決)

〇議長(兼山悌孝君) 日程6、議案第4号 専決処分した事件の承認について(平成30年度郡上市 介護サービス事業特別会計補正予算(専決第2号))を議題といたします。

説明を求めます。

郡上偕楽園長、松井良春君。

○郡上偕楽園長(松井良春君) 議案第4号 専決処分した事件の承認について(平成30年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算(専決第2号))、上記予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成31年3月29日、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。令和元年6月10日提出、郡上市長日置敏明。

2枚めくっていただいて、1ページをごらんください。

平成30年度郡上市の介護サービス事業特別会計補正予算(専決第2号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ15万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億2,881万8,000円とする。

内容については、事業概要説明一覧表の20ページをごらんください。

今回の補正は、和良介護老人保健施設の災害復旧事業に係る県補助金の採択が翌年度に繰り越し になったために、歳入を一般会計からの繰り入れ等で対応するものであります。

歳入です。社会福祉施設等災害復旧事業補助金1,073万5,000円の減額です。これは、補助採択が翌年度となったことによる減額、介護サービス給付金5万円の増額、災害復旧への給付金の増額です。一般会計繰入金1,053万円、これは補助金の収入が見込めないことによる増額です。合計で15万5,000円の減です。

歳出です。和良介護老人保健施設事業15万5,000円の減額、これは事業費の確定による減額です。 和良介護老人保健施設災害復旧事業、これは補助採択が翌年度になったことによる財源更正です。 合計で15万5,000円の減額です。

以上、よろしくお願いします。

○議長(兼山悌孝君) 説明が終わったので、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第4号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第4号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 討論なしと認め、採決いたします。

議案第4号について原案のとおり承認することに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり承認することに決 定いたしました。

◎議案第5号について(提案説明・質疑・採決)

○議長(兼山悌孝君) 日程7、議案第5号 専決処分した事件の承認について(平成30年度郡上市 小水力発電事業特別会計補正予算(専決第2号))を議題といたします。

説明を求めます。

商工観光部長 遠藤正史君。

○商工観光部長(遠藤正史君) 議案第5号 専決処分した事件の承認について(平成30年度郡上市小水力発電事業特別会計補正予算(専決第2号))、上記予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成31年3月29日、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。令和元年6月10日提出、郡上市長 日置敏明。

議案書の1ページ目をはねていただきまして、次に、補正予算書の表紙をめくっていただきますと、1ページ目のほうですけれども、よろしくお願いいたします。

平成30年度郡上市の小水力発電事業特別会計補正予算(専決第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ138万5,000円を追加し、 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,902万円とする。

2項めのほうは省略いたします。

次に、説明のほうは、事業概要説明書一覧表の最後のページになりますけれども、そちらのほう の21ページ目をごらんください。

まず、歳入でありますけれども、説明書のほうが電気事業、事業費収入でございます。補正額のほうは138万5,000円の増、補正理由といたしましては、電力量の増加に伴いまして、売電収入の確定による増額でございます。

1つ目は、石徹白小水力発電事業売電収入が52万2,000円の増、もう一つは、阿多岐小水力発電事業売電収入が86万3,000円の増、合計といたしまして補正額の138万5,000円の増となっております。

次に、下のほうの歳出ですが、こちらのほうは、事業名称が小水力発電施設管理経費、補正額が117万1,000円の減。こちらは事業費の確定による減額でありますが、施設管理経費が117万1,000円減になったものでございます。内容といたしましては、需要費といたしまして修繕の減によりまして79万1,000円の減、役務費のほうが3万3,000円の減、あと、委託料、除雪が少なかったということで34万7,000円の減となっております。

次に、一般会計繰出金ですが、こちらのほうは265万6,000円ということで一般会計に繰り出すものでございます。

最後に、予備費ですけれども、10万円の減でございます。こちらは事業費の確定による減額でございます。

以上で説明のほうを終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いします。

○議長(兼山悌孝君) 説明が終わったので質疑を行います。

(挙手する者あり)

- 〇議長(兼山悌孝君) 5番 山川直保君。
- ○5番(山川直保君) お聞きしたいと思いますが、昨年は自然災害の多い年で、特に水が詰まったりとか、その除じん機が詰まってうまく水が来んとか、そして、8月の渇水がありました。ということで、去年の見込みでは、この事業収入というものが減る可能性があるというような報告を1回いただいたように覚えて――覚えですよ――覚えておるんです。ですから、もちろんことしは発電収入が減るものと思ったわけですが、そういう多分報告があったにもかかわらず、これはふえたということで、かなり自然災害にも強くて、幾らこの前ほどの干ばつなり大雨がありでも、うまく機能していると思って、喜ばしいことではあるんですが、そのあたり、昨年の見解と今の見解とちょっと違うというのはどういうものかと。まあ、私の記憶ですよ。

それと、もう一つ、これは阿多岐にしても何にしても、阿多岐の区のほうへ、こうした管理委託料をお支払いしております。それが、逆に減っとると。予算より施設管理費が117万1,000円減されているということは、管理に余り出動せんでもよかったのかと。

私は、そうじゃないと思うんです。やっぱり除じん機が数カ所あるところのごみとりです。そいつもたくさんあったと思うし、例えば取り入れ口のところへ、大雨の後の干ばつと来たら、その取り入れ口にしっかりと水が入っているかどうかとか、そこに大きい石が来てとまっとらんかとか、その除去とか、そうした管理については余計あったはずだというふうに推測するわけですけれども、なぜこのように減っとるかと。現状を踏まえて説明いただきたいと思います。

- 〇議長(兼山悌孝君) 商工観光部長 遠藤正史君。
- **○商工観光部長(遠藤正史君)** 今、一昨年と昨年の違いという形でよろしいですか。

(「30年度」と5番議員の声あり)

○商工観光部長(遠藤正史君) 30年度ですか。自分が聞いておりますには、先ほどの2番目の質問と重なるところがあるんですけれども、平成29年度ですか、除塵機のほうが壊れてしまいまして、それで、大変修繕が発生したと。それで、なおかつ機械の発電のほうも思わしくなかったということで、今、山川議員が言われるように、昨年は渇水があったりして、さらに落ちるんだという見込みの説明があったというふうなお話でありましたけども、ある意味、安定はしていたのかなと思います。

で、昨年につきましては、一つは、委託料につきましては、今、簡単に説明いたしましたけれども、除雪のほうは少なくなっているということと、あと、管理費につきましては、一番大きいところが、今申しました需用費の修繕のところがありまして、そちらのほうが一昨年と比べますと、修繕がなかったということで、その分が減っているという要因でありますので、今ほどの管理組合に支払う委託料が減っているとか、そういった意味ではなくて、全体のいろんな構成の中で修繕がないがために、全体の需用費のほうが減ってきているというようなことで御理解いただければと思います。

以上です。

(挙手する者あり)

- 〇議長(兼山悌孝君) 5番 山川直保君。
- ○5番(山川直保君) 需用費のほうの機械の関係は理解いたしましたが、委託料というのは、これ はある程度固定費じゃなかったですか。例えば阿多岐区に対しても。何かがあって、この増減で34 万7,000円減される理由というのは、何かありましたか。ある程度固定じゃなかったですか。
- **〇議長(兼山悌孝君**) 商工観光部長 遠藤正史君。
- **○商工観光部長(遠藤正史君)** 済みません、ちょっと説明がうまくなくて、委託料のほうですけれ ども、全体の2つの発電所があるんですけれども、昨年は除雪で回数が少なかったもんですから、 それで委託料のほうを減額させてもらったものであります。

(「 」と5番議員の声あり)

- **○商工観光部長(遠藤正史君)** ですけど、これは両方で持っているもんですから。で、今、お話のとおり、毎月管理委託のほうの確認をいたしまして、それで基本的な数値の中で支払いをしているというような状況であります。
- ○議長(兼山悌孝君) いいですか。ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) それでは、質疑を終了いたします。

お諮りします。議案第5号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略 したいと思います。これに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第5号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 討論なしと認め、採決いたします。

議案第5号について原案のとおり承認することに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第6号から議案第13号までについて(提案説明)

〇議長(兼山悌孝君) 日程8、議案第6号 郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてから日程15、議案第13号 郡上市大和古今伝授の里フィールドミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてまでの8議案を一括議題といたします。

順次説明を求めます。

総務部長 乾松幸君。

○総務部長(乾 松幸君) それでは、議案第6号のほうをよろしくお願いいたします。

郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を、次のとおり定めるものとする。令和元年6月10日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由といたしましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、 所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

1枚おめくりいただきますと、改め文、それから2枚目に新旧対照表がついておりますが、同じような資料になりますが、資料のほうをごらんいただきたいと思います。

理由といたしましては、今、申し上げたとおりでございます。

改正内容でございますが、別表中の投票所の投票管理者、期日前投票所の投票管理者、投票所の 投票立会人、期日前投票所の投票立会人の1日当たりの報酬の額を改めるというものと、それから、 別表中の選挙長、開票管理者、選挙立会人、開票立会人の1回当たりの報酬の額を改めるというも のでございます。

その表にございますように、それぞれ100円から200円を増額するものでございますので、よろしくお願いいたします。

施行期日といたしましては、公布の日から施行ということでございます。

続きまして、議案第7号のほうをよろしくお願いいたします。

改元に伴う関係条例の整理に関する条例について、改元に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり定めようとする。令和元年6月10日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由といたしましては、元号を定める政令の施行に伴い、所要の規定を整備するため、この 条例を定めようとするものでございます。

1枚おめくりいただきますと、それぞれの条例に係ります改め文が3ページまでございますし、 その次のページからは、新旧対照表が15ページにわたってございます。

で、資料のほうで少し説明をさせていただきたいと思います。

改正内容でございますけども、令和元年5月1日以降の元号を平成から令和に改めるというものでございます。

改正条例につきましては、ごらんのとおり13条例ございますが、一番目といたしましては郡上市 青少年育英奨学資金貸付条例、それから、13番目の郡上地域情報通信ネットワーク施設の使用及び 管理に関する条例の一部を改正する条例まで、全13条例ございまして、改正箇所につきましては、 それぞれ1カ所から5カ所までございます。全て、合計といたしまして21カ所あるわけでございま す。

で、こちらにつきましては、それぞれ条例の文中に、例えば特例期間の貸し付けの対象期間でありますとか、また、基金でございますと積み立て期間、また、施行日でありますとか、そういったところで平成表記がございますので、令和表記に改めるというものでございます。

施行日といたしましては、公布の日から施行させていただくものでございます。

そこの資料のその他でございますけども、市の税条例につきましては、9月定例会において改正をする予定でございますので、そちらのほうであわせて行いたいというふうに思いますし、介護保険条例につきましては、今回、議案第11号におきまして、別の理由とあわせまして改正をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

- 〇議長(兼山悌孝君) 消防長 桑原正明君。
- **〇消防長(桑原正明君)** では、議案第8号をよろしくお願いいたします。

郡上市手数料条例の一部を改正する条例について、郡上市手数料条例の一部を改正する条例を、

次のとおり定めるものとする。令和元年6月10日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由。消費税率の引き上げによる地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、危険物貯蔵所施設許可申請に係る手数料を改めるため、この条例を定めようとするということで、改め文と新旧対照表の後に資料をおつけしておりますので、そちらをごらんいただきたいと思います。

改正理由については、手数料は、先ほど申しましたように、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に定められている標準額に基づいて規定されています。手数料の標準額は、人件費単価、物価水準の変動に伴う見直しが3年ごとに行われているために、ほとんどの手数料については消費税率の引き上げに伴う改正はありませんでしたが、大規模な設備について金額の改正がありました。この政令の一部改正に伴い、条例を一部改正するものです。

改正点としましては、危険物施設のうち浮き屋根式及び浮きふたつき特定屋外タンク貯蔵所の設置許可の申請に係る事務手数料について、表で示しましたとおり、貯蔵最大数量に応じてそれぞれ 1万円増額するものです。

なお、今回の改正の対象となる貯蔵所は、石油コンビナート等によくある円柱形で横に広い大規模なタンクですので、現時点では郡上市にはありません。

で、改め文に戻っていただきまして、一番下ですけども、附則としまして、この条例は社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律、 附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行するとして、消費税率の引き上げに合わせて施行するものです。

続きまして、議案第9号 郡上市火災予防条例の一部を改正する条例について、郡上市火災予防 条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。令和元年6月10日提出、郡上市長 日 置敏明。

提案理由。不正競争防止法等の一部を改正する法律の公布による工業標準化法並びに住宅用火災 警報器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、所要の規 定を整備するため、この条例を定めようとする。ということで、こちらも資料をおつけしてありま すので、そちらをごらんいただきたいと思います。

改正内容としましては、2点あります。1点目の改正は、改正理由及び改正点の①になります。 不正競争防止法等の一部を改正する法律において、関係する幾つかの法律も含めて改正が行われま したが、このうち、工業標準化法の一部改正により、法律の題名を「産業標準化法」に、また、 「日本工業規格」を「日本産業規格」に改められたため、関係する条例の語句を改正するものです。 条例第16条の改正で、施行日は令和元年7月1日です。

2点目の改正は、改正理由及び改正点の②になります。住宅用防災機器の設置及び維持に関する

条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令の公布に伴い、住宅用防火警報器等、 これは通称住宅用火災警報器のことですが、設置が免除となる場合として、特定小規模施設用自動 火災報知設備が追加されたため、関係する条例に追加するものです。

特定小規模施設用自動火災報知設備というのは、主に延べ面積が300平方メートル未満の小規模な旅館等に設置する自動火災報知設備のことです。通常の自動火災報知設備と同様に受信機が必要なものもありますが、無線式連動型警報機能つき感知器という受信機や配線が不要なものもあります。これは一般家庭に設置する住宅用火災警報器の無線連動型と同じようなもので、1つが感知すると連動して他の感知器も警報音が出るというようなものです。

こうした特定小規模施設用自動火災報知設備を基準どおりに設置したときには、住宅用火災警報 器を設置しなくてもよいという規定になります。

なお、この設置免除については、現状においても特例措置として運用していますので、実質的な 運用変更は生じませんが、名分上は規定することが適当であるとして、基準省令が改正されたもの です。

また、これとあわせて、規格省令の表記に合わせるために、1カ所、字句の改正もされておりますが、機器の品質等が変わるものではありません。こちらは、条例第29条の5の改正で、施行日は公布の日からとなります。

以上です。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(兼山悌孝君) 環境水道部長 馬場好美君。
- ○環境水道部長(馬場好美君) 議案第10号 不正競争防止等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、不正競争防止等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を、次のように定めるものとする。令和元年6月10日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、不正競争防止等の一部を改正する法律の公布による工業規格法の一部 改正に伴い所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

1枚おめくりいただいて、改め文をお願いいたします。

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の下記3点について整備するものでございます。

まず、1つ目でございますが、郡上市特定環境保全公共下水道事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例、第1条、郡上市特定環境保全公共下水道事業受益者分担金徴収条例の一部を、次のように改正する。

新旧対照表にもございますが、工業規格法の一部改正により、標準化の対象にデータ、サービス等を追加したことにより、別表備考中の「日本工業規格」を「日本産業規格」に改めるものでござ

います。

次に、郡上市農業集落排水事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例、第2条、郡上市農業集落排水事業受益者分担金徴収条例の一部を次のように改正する。

これも工業規格法の一部改正により、標準化の対象にデータ、サービス等を追加したことにより、別表備考中の「日本工業規格」を「日本産業規格」に改めるものでございます。

次に、郡上市個別排水処理施設設置整備事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例、第 3条、郡上市個別排水処理施設設置整備事業受益者分担金徴収条例の一部を次のように改正する。

これも工業規格法の一部改正により、標準化の対象にデータ、サービス等を追加したことにより、別表備考中の「日本工業規格」を「日本産業規格」に改めるものでございます。

なお、この条例の施行期日でございますが、令和元年7月1日から施行することとなっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(兼山悌孝君) 健康福祉部長 和田美江子君。
- 〇健康福祉部長(和田美江子君) 議案第11号 郡上市介護保険条例の一部を改正する条例について、郡上市介護保険条例の一部を改正する条例を、次のように定めるものとする。令和元年6月10日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由。元号を定める政令の施行並びに介護保険法施行令の一部改正に伴い、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとする。

主な改正内容につきまして、議案の1ページの新旧対照表をごらんください。

第6条第1項「平成32年度」を「令和2年度」に改め、附則に次の第15条を加えます。第15条、第6条第1項第1号に掲げる第1号保険者の保険料は2万1,600円とするものでございます。同第2号に掲げる第1号保険者の保険料は3万240円とするものでございます。同3号に掲げる保険料は4万1,760円とするものでございます。

議案に添付しました資料に基づき御説明させていただきます。

改正理由は、介護保険法施行令の改正により、低所得者に対する介護保険料の軽減が強化された ため、所定の規定を整備するものでございます。

介護保険料は所得の段階に応じて9段階に分かれており、その改正内容は、第1段階の保険料の 軽減を強化いたします。第2段階、第3段階の保険料の軽減を新たに実施するものでございます。

10月から消費税が引き上げられることから、本来の軽減率の半分を水準とするものでございます。 資料では月額でもお示ししておりますが、年額では、第1段階「 $2 \, {
m T}5$,920円」から「 $2 \, {
m T}1$,600 円」に、第2段階では「 $3 \, {
m T}7$,440円」を「 $3 \, {
m T}2$ 40円」に、第3段階では「 $4 \, {
m T}3$,200円」を「 $4 \, {
m T}1$,760円」に軽減するものでございます。 以上、この条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。よろしくお願いいたします。 〇議長(兼山悌孝君) 市民病院事務局長 古田年久君。

〇郡上市民病院事務局長(古田年久君) それでは、議案第12号をお願いいたします。郡上市病院事業の使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について、郡上市病院事業の使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を、次のとおり定めるものとする。令和元年6月10日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由。郡上市民病院の特別個室の利用率向上を目的に使用料を見直すため、この条例を定め ようとする。

1枚はねていただきますと、改め文がございます。

その次のページ、新旧対照表がついております。こちらのほうをごらんいただいて、右側が旧、 左側が新ですけども、別表中、郡上市民病院の特別個室、1日につき、旧のほうは1万円ですが、 新しくこれを6,000円にするというものでございます。

次のページに資料をつけてございますので、ごらんください。

まず、カラー刷りのほうをお願いします。郡上市民病院のほうでは、個室全ての数として42個室ございます。一般個室の4,000円と、それから産科の個室6,000円、特別個室1万円というふうにございますが、そのうちの一番下の太枠で囲ってある部分でございます。特別個室について、現行は「1万円」ですが、これを「6,000円」にさせていただきたいということで、部屋数は4室、4階と5階、それぞれ2室ずつでございます。

その次の裏面のほうの資料をごらんください。こちらは、郡上市民病院の年度別の特別個室の利用状況でございます。27年から30年度まで4年分をここに計上してございます。一番上の27年度、4階412号室を見てください。①の利用回数としましては、この年は366日でしたので、366回が最大利用数でございます。これに対しまして、③の利用回数でございます。これが181回です。ですので、利用率としましては49.5%、網かけの部分でございます。

ですが、厚生労働省の通達によりまして、病院側の都合で個室へ入っていただくような場合、例えば感染対策で入っていただく場合などにつきましては、利用料が取れないことになってございます。ですので、⑥の有償利用回数としましては166回というふうで、一番右の実利用率、実収益率としましては、45.36%というふうに見ていただいて、一番下が合計ということで、その一番下です。年度計というところで網かけしてあるところですが、4年間の平均としまして、利用率自体は34%あったんですが、実利用率としましては18.53%という形で、2割にも満たない非常に小さい数字ということで、平成30年度の年度計につきましては13.84%ということですので、さらに市民の皆様に利用していただくために、13年たちましたけども、ここで見直しを行って、利用率を高めていこうということで、その前の資料、前のページに戻ってください。

特別個室の今の設備でございますが、テレビそれから冷蔵庫については無料でございます。ですが、産科の個室のほうは同じ6,000円ですが、テレビ有料、冷蔵庫有料というふうになってございますので、改正後の設備につきましては、黄色の部分ですが、テレビ・冷蔵庫ともに有料にさせていただいて、産科の個室と大体同じような条件にさせていただくというふうで、面積のほうは多少広いですが、大体同じ設備を持ちまして同額の6,000円にさせていただくということですが、一般個室とは別の一応特別個室というのは残しまして、6,000円という形にさせていただきたいというものでございます。

改め文のほうに戻っていただきますと、附則のところですが、この条例は令和元年7月1日から 施行するというものでございますので、よろしくお願いいたします。

〇議長(兼山悌孝君) 教育次長 佃良之君。

○教育次長(佃 良之君) 議案第13号 郡上市大和古今伝授の里フィールドミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、郡上市大和古今伝授の里フィールドミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を、次のとおり定めるものとする。令和元年6月10日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、短歌の里交流館よぶこどりの設置並びに消費税率の引き上げに伴い所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

現在、古今伝授の里フィールドミュージアム内に建設中の短歌の里交流館よぶこどりが、7月末に完成する予定であり、8月から運用を開始するため、今回、一部改正を行おうとするものでございます。

議案の後ろに、資料として配置図と平面図、その裏面に施設の構成と機能をつけておりますので、 ごらんいただきたいと思います。研修室では、短歌関連の図書等、また各種研修会や講座の開催、

絵・書・写真や小中学生の入賞作品展示、定期的な企画展示などを行うスペースといたします。

また、図書閲覧の合間に憩いのひとときを過ごしていただくため、コーヒーやお茶などを提供して飲んでいただくスペースも予定しております。

なお、研修室は貸し出しの対象としており、その際は使用料をいただくこととなりますが、公益 上または特別の利用があるときは、使用料を減免することができるものといたします。

学習室は、地域の歴史や資源を学べる図書などを備えたり、また、そこでいろいろな学習をしていただくものであり、無料で御利用していただけるものでございます。

そのほか、地域の特産物や価値のある商品を販売するミュージアムショップ、授乳室、また、公 衆用としてのトイレも設置いたします。

鉄骨造の平屋建てで、延べ床面積は約435平方メートルでございます。

改正につきましては、第1条及び第2条の条立てとしており、第1条は、主に条例中に、短歌の

里交流館よぶこどりという文言や、研修室の使用料の規定を追加するものであり、また、第2条は、 その使用料の額について、予定されております消費税率の引き上げに対応するための改正でござい ます。

それでは、新旧対照表の1ページ、第1条関係をごらんいただきたいと思います。

条例第1条第2項でございますが、フィールドミュージアムを構成する施設のうち、現在、売店として設置しているよぶこどりについて、その名称を、第6号において「短歌の里交流館よぶこどり」に改めるものでございます。

第8条は施設の開館時間、第9条は休館日についての規定でございますが、それぞれ見出し―― 括弧書きでございますけれども、見出しを含め、「東氏記念館」の次に「、短歌の里交流館よぶこ どり」を加えるものでございます。

第11条は施設の使用の許可、第12条は使用の不許可、第14条は使用料についての規定でございますが、第11条、第12条第1項、第14条第1項において、それぞれ「篠脇山荘」の次に「、短歌の里交流館よぶこどり」を加えるものでございます。

第17条は、指定管理者が行う業務についての規定でございますけれども、現在のよぶこどりは売店であることから、これまで指定管理の対象施設としておりましたが、新たに建設いたします短歌の里交流館よぶこどりは、教育文化施設ということで、市の直営とする方針でございますので、第1号では、「、よぶこどり」を削除して、指定管理施設から外し、指定管理施設の数を「3施設」から、ももちどりといなおほせどりの「2施設」に改めるものでございます。

第2号及び第3号は、第1号と同様に「3施設」を「2施設」に改めるものでございます。

第18条は、施設使用後の原状回復の義務についての規定でございますが、「篠脇山荘」の次に「、短歌の里交流館よぶこどり研修室」を加えるものでございます。

それから、別表第2でございますけれども、施設の使用料の額を規定するものでございますが、 使用料の額は、その上にあります篠脇山荘の雅遊の間及び松千の間のそれぞれの面積と金額を基準 にして算出するとともに、備品の額については同額といたしました。

次に、新旧対照表の5ページ、第2条関係をごらんいただきたいと思います。

別表第2でございますが、先ほどの第1条で新たに規定するよぶこどりの研修室及び備品の使用料について、本年10月からの消費税率の引き上げに対応するため、税率10%として算出した金額に改めるものでございます。

なお、よぶこどり以外の施設の消費税率引き上げに伴う改正は、先般の3月定例会において対応 済みでございます。

それから、済みません、改め文に戻っていただきまして、附則でございますけれども、第1条の 改正の施行日は、施設の運用を開始する令和元年8月1日から、また、第2条の改正の施行日は、 3月定例会に提案いたしました消費税率の引き上げに伴う種々の改正条例と同様に、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律、附則第1条第2号に掲げる規定の日とするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

〇議長(**兼山悌孝君**) 以上で、説明を終わります。

質疑については、会期日程に従い、改めて行います。

◎議案第14号及び議案第15号について(提案説明・委員会付託)

○議長(兼山悌孝君) 日程16、議案第14号 令和元年度郡上市一般会計補正予算(第1号)について及び日程17、議案第15号 令和元年度郡上市介護保険特別会計補正予算(第1号)についての2議案を一括議題といたします。

説明を求めます。

総務部長 乾松幸君。

○総務部長(乾 松幸君) それでは、今回は2会計ございますので、よろしくお願いいたします。 議案第14号 令和元年度郡上市一般会計補正予算(第1号)について、議案第15号 令和元年度 郡上市介護保険特別会計補正予算(第1号)について、上記について、地方自治法第218条第1項

それでは、予算書のほうを見ていただきたいと思います。一般会計補正予算書(第1号)を1枚 おめくりいただきたいと思います。

1ページでございます。

令和元年度郡上市の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

の規定により、議会の議決を求める。令和元年6月10日提出、郡上市長 日置敏明。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,170万5,000円を追加し、歳入歳出予算の 総額を歳入歳出それぞれ281億9,370万5,000円とするものでございます。

第2条につきましては、地方債の変更は、第2表地方債補正によるということで、5ページを見ていただきたいと思います。第2表地方債補正でございます。1つ目は、公共事業等でございます。限度額200万円増の4億2,660万円、また、一般単独事業の自然災害防止事業でございます。630万円増の5,780万円、辺地対策事業につきましては、1,100万円増の8億9,290万円、合計といたしまして1,930万円増の25億2,370万円とするものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法は、補正前に同じでございますので、よろしくお願いいたします。 続きまして、議案第15号関係でございます。介護保険特別会計補正予算書でございます。第1号 で、1枚おめくりいただきますと、1ページになりますが、令和元年度郡上市の介護保険補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。 第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ45万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を 歳入歳出それぞれ43億8,494万8,000円とするものでございます。

以上、2会計につきましての補正予算の上程でございます。今回お配りしております事業概要説 明一覧表に明細を記載してございますので、これを参考に御審議していただきたいと思いますので、 よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長(兼山悌孝君) ただいま説明のありました2議案については、会議規則第37条第1項の規定により、議案付託表のとおり予算特別委員会に審査を付託いたします。

なお、質疑については予算特別委員会で行うこととし、ここでは省略いたします。

お諮りします。ただいま予算特別委員会に付託しました議案第14号及び議案第15号の2議案については、会議規則第44条第1項の規定により、6月17日午後4時までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。これに異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第14号及び議案第15号の2議案については、6月17日午後4時までに審査を終了するように期限をつけることに決定いたしました。

◎議案第16号について(提案説明・採決)

○議長(兼山悌孝君) 日程18、議案第16号 工事請負契約の締結について(高鷲叺高原スポーツ広場第1グラウンド芝生化整備工事(グラウンド整備))を議題といたします。

説明を求めます。

商工観光部長 遠藤正史君。

- ○商工観光部長(遠藤正史君) 議案第16号 工事請負契約の締結について(高鷲叭高原スポーツ広場第1グラウンド芝生化整備工事(グラウンド整備))、次のとおり工事請負契約を締結したいから、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。令和元年6月10日提出、郡上市長 日置敏明。
 - 1、契約の目的、高鷲叺高原スポーツ広場第1グラウンド芝生化整備工事(グラウンド整備)。 2、契約の方法、一般競争入札による。3、契約金額、1億8,900万円、4、契約の相手方、郡上 市高鷲町鮎立3730番地1、株式会社永田工務店、代表取締役 小谷則夫、5、工事の場所、郡上市 高鷲町西洞地内、6、工事の概要、芝生化整備工事一式でございます。

ページをおめくりいただきますと、概要のほうが資料としてつけてございます。重複する項目につきましては省略いたしまして、まず、4番目の工期のほうから説明をさせていただきます。4、工期、本契約締結の日より令和元年8月30日。

次に、5、6を飛びまして、7、工事内容。こちらのほうは次のページに舗装計画、そして、計画高平面図をつけておりますので、あわせてごらんください。

まず、グラウンド舗装工ですけれども、こちらのほうは、図面のほうでいいますと、グラウンド そのものの緑の部分になります。こちらはロングパイル人工芝敷設ということで、面積8,960平方メートル、そして、厚さが65ミリ。次に、開粒度アスコン、こちらの人工芝を敷設、そのベースに なるところですけども、同じ面積8,960平方メートル、厚さ40ミリ、そして、ラグビーラインの敷設、サッカーラインの敷設、そして、図面にはつけておりますけれども、8人制サッカーを2面と いうことで、ラグビーラインとサッカーラインについては各1面でございます。

次に、アスファルト舗装工ということで、密粒度アスコン1,060平方メートル、厚さ50ミリ、こちらのほうは図面でいいますと、青色の部分がこのアスファルト舗装工の部分になります。こちらは通常の駐車場の舗装になりますけれども、グラウンドのほうのアプローチとして、土がつかずにアプローチできて、クラブハウスにも入れるということで、舗装するものでございます。また、車も駐車は可能となっております。

次に、防球ネット工。防球ネット、長さが80メートル、高さ5メートル、こちらのほうは図面でいいますと右側のところのグラウンドの一番右側ですけども、そちらのほうを80メートル、あらたに防球ネットを新設するものでございます。

最後に、附帯工としまして、ラグビーゴール設置1対でございます。

また、入札結果につきましては、図面の次のページのほうにつけておりますので、ごらんください。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長(兼山悌孝君) 説明が終わったので質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第16号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略 したいと思います。これに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。

申しわけございません。一番最初、日程の読み間違えで、日程19と言いましたが、18でございますので、訂正をいたします。

議案第16号については委員会の付託を省略することに決定しました。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 討論なしと認め、採決いたします。

議案第16号について原案のとおり可とすることに異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり可とすることに決 定いたしました。

◎議案第17号について(提案説明・採決)

○議長(兼山悌孝君) 日程19、議案第17号 工事請負契約の締結について(消防ポンプ自動車購入)を議題といたします。

説明を求めます。

総務部長 乾松幸君。

○総務部長(乾 松幸君) 議案第17号 物品売買契約の締結について(消防ポンプ自動車購入)で ございます。

次のとおり物品売買契約を締結したいから、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。令和元年6月10日提出、郡上市長日置敏明。

1、契約の目的。消防ポンプ自動車の購入。2、契約の方法、指名競争入札による。3、契約金額、4,104万円。4、契約の相手方、岐阜市金園町3丁目25番地、株式会社ウスイ消防、代表取締役 臼井潔。5、納入場所、郡上市大和町徳永322番地1、郡上市高鷲町大鷲2431番地13、6、物品の内容、消防ポンプ自動車2台でございます。

1枚おめくりいただきまして、資料をつけてございます。重複箇所は省略させていただきたいと 思います。

物品名ですが、CD-1型消防ポンプ自動車でございます。納入場所につきましては、大和方面 隊第1分団第1部(徳永)、高鷲方面隊(本部)でございます。納入期限は令和2年3月27日。車 両の仕様といたしましては、CD-1型消防専用シャーシ使用、4WD、ディーゼルエンジン、排 気量4,000CC、150馬力以上でございます。

ポンプの仕様といたしましては、高圧2段バランスタービンポンプA-2級というものでございますので、よろしくお願いいたします。

裏面になりますが、入札結果でございます。こちらにございますように、9業者から応札があり、 ウスイ消防が受注したということでございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長(兼山悌孝君) 説明が終わったので質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(兼山悌孝君) 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第17号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略 したいと思います。これに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第17号については委員会付託を省略する ことに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 討論なしと認め、採決いたします。

議案第17号について原案のとおり可とすることに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第17号は原案のとおり可とすることに決 定いたしました。

◎議案第18号について(提案説明・採決)

○議長(兼山悌孝君) 日程20、議案第18号 工事請負契約の締結について(消防小型動力ポンプ積 載車購入)を議題とします。

説明を求めます。

総務部長 乾松幸君。

訂正いたします。物品売買契約です。済みません。

○総務部長(乾 松幸君) 議案第18号でございます。物品売買契約の締結について(消防小型動力ポンプ積載車購入)でございます。

次のとおり物品売買契約を締結したいから、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。令和元年6月10日提出、郡上市長日置敏明。

1、契約の目的、消防小型動力ポンプ積載車の購入。2、契約の方法、指名競争入札による。3、契約金額、1,933万3,080円。4、契約の相手方、岐阜市蔵前5丁目4番3の1号、岐阜中央防災、 代表 山田英。5、納入場所、郡上市八幡町五町3丁目18番地1、郡上市高鷲町鮎立2759番地3、郡上市美並町上田1590番地。6、物品の内容、消防小型動力ポンプ積載車3台でございます。

1枚おめくりいただきまして、資料でございます。

物品名でございますが、消防小型動力ポンプ積載車でございます。納入場所につきましては、八

幡方面隊第2分団第2部、それから、高鷲方面隊第2分団第1部、美並方面隊第4分団第1部でございます。納入期限につきましては、令和元年11月29日でございます。

車両の仕様といたしましては、令和元年式ダブルキャブ 4 WD、排気量2500cc以上、寒冷地仕様でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(兼山悌孝君) 説明が終わったので質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

O議長(兼山悌孝君) 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第18号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略 したいと思います。これに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第18号については委員会付託を省略する ことに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 討論なしと認め、採決いたします。

議案第18号について原案のとおり可とすることに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第18号は原案のとおり可とすることに決 定いたしました。

◎議案第19号について(提案説明・採決)

○議長(兼山悌孝君) 日程21、議案第19号 物品売買契約の締結について(救助工作車II型整備事業)を議題といたします。

説明を求めます。

消防長桑原正明君。

- ○消防長(桑原正明君) 議案第19号 物品売買契約の締結について(救助工作車II型整備事業)、次のとおり物品売買契約を締結したいから、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。令和元年6月10日提出、郡上市長日置敏明。
 - 1、契約の目的、救助工作車Ⅱ型の購入。2、契約の方法、指名競争入札による。3、契約金額、 1億206万円。4、契約の相手方、岐阜市金園町3丁目25番地、株式会社ウスイ消防、代表取締役

臼井潔。5、納入場所、郡上市白鳥町為真1187番地1。6、物品の内容、救助工作車Ⅱ型、1台。 資料がおつけしてありますので、ごらんいただきたいと思います。

納入場所は、郡上市消防本部郡上北消防署でありまして、更新整備になります。3番、納入期限は令和2年3月20日。それから、物品の内容としまして、車両仕様は、キャブオーバー型ダブルシート、5.5トン級増トン仕様シャーシ等でございます。

また、艤装、また、裏面には資機材の主なものを列記してありますので、お願いいたします。 次には、参考としまして図面がつけてありますし、一番最後のページには入札結果をつけてありますので、よろしくお願いいたします。

○議長(兼山悌孝君) 説明が終わったので質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第19号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略 したいと思います。これに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第19号については委員会付託を省略する ことに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 討論なしと認め、採決いたします。

議案第19号について原案のとおり可とすることに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第19号は原案のとおり可とすることに決 定いたしました。

◎議案第20号について(提案説明・採決)

○議長(兼山悌孝君) 日程22、議案第20号 物品売買契約の締結について(建設機械(雪寒機械) 購入)を議題といたします。

説明を求めます。

建設部長 尾藤康春君。

○建設部長(尾藤康春君) 議案第20号 物品売買契約の締結について(建設機械(雪寒機械) 購入)、次のとおり物品売買契約を締結したいから、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。令和元年6月10日提出、郡上

市長 日置敏明。

1、契約の目的、建設機械(雪寒機械)の購入、2、契約の方法、指名競争入札による。3、契約金額、4,320万円。4、契約の相手方、郡上市八幡町五町4丁目10番地8、篠田株式会社郡上営業所、所長 山下幸治。5、納入場所、郡上市高鷲町大鷲2349番地1。6、物品の内容、ロータリー除雪車1台。

1枚おめくりいただきまして、資料をつけさせていただいております。1番、2番は省略させていただきまして、3番、納入期限、令和2年1月31日でございます。1月31日でございますけども、これは除雪車という関係もございまして、11月中には納入いただくような話で、今、打ち合わせを進めておるところでございます。4、5は省略いたしまして、6番、物品の内容でございます。ロータリー除雪車1台、仕様としまして、車輪式、2ステージ型、2.6メートル級、水冷、ディーゼルエンジン、定格出力220キロワット以上、運行記録計、前面熱線ガラス、タイヤチェーン等を装備したものでございます。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長(兼山悌孝君) 説明が終わったので質疑を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(兼山悌孝君) 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第20号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略 したいと思います。これに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第20号については委員会付託を省略する ことに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 討論なしと認め、採決いたします。

議案第20号について原案のとおり可とすることに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第20号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎報告第1号について(報告)

○議長(兼山悌孝君) 日程23、報告第1号 平成30年度郡上市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

総務部長 乾松幸君。

〇総務部長(乾 松幸君) 報告第1号でございます。平成30年度郡上市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、次のとおり報告する。令和元年6月10日提出、郡上市長 日置敏明。

1枚おめくりいただきますと、繰越計算書がついております。こちらにつきましては、全て12月 議会あるいは3月議会における補正予算、また、3月29日付専決の補正でお願いしたものの実際に 繰り越した額と、それから財源内訳の報告でございますので、よろしくお願いいたします。

たくさんございますので、繰越額と、それから財源内訳の特別なものについて説明をさせていた だきます。

一番上から、公共施設マネジメント推進事業、翌年度繰越額617万円でございます。旧越前屋改修事業、9,901万5,000円。ケーブルテレビ伝送路等更新事業でございます。 1 億6,292万6,000円。

介護老人福祉施設等整備補助金3,200万円。園芸作物振興施設等災害対策特別事業596万7,000円、 続きまして、県単独土地改良事業でございます。これは橋詰地区ほか2カ所でございますが、未収 入特定財源のその他でございますが、これは受益者負担金でございます。120万円。

続きまして、県単独林道整備事業、こちらは林道の勝原線でございます。740万円。道整備交付金事業、林道の鎌辺・明山線ほか1路線でございます。6,015万6,000円。

企業誘致関連整備事業 1 億7,716万2,000円。合併特例道路整備事業でございます。棚井線ほか8路線、1 億9,847万9,000円。過疎対策道路整備事業でございます。こちらにつきましては、東池田線改良ほか5路線でございます。6,113万円。辺地対策道路整備事業、洞口7号線改良ほか6路線で、1 億1,408万2,000円。社会資本総合整備交付金事業、白鳥中西線の改良ほか8路線でございます、1 億7,834万6,000円。河川自然災害防止事業、これは杉ケ洞河川改良ほか2カ所でございます、3,200万円。都市再生整備計画事業、これは電線類の無電柱化事業でございます。ほか3事業、2 億9,733万9,000円。

消防施設維持管理経費、これは中消防署の救急自動車の修繕でございます、106万3,000円。

小学校校舎等整備事業それから中学校校舎等整備事業、こちらはどちらもエアコンの設置工事でございます。小学校が4億4,605万9,000円。こちらの収入特定財源でございますが、公共施設整備基金からの繰り入れでございます。同じく中学校が1億5,299万7,000円。5,000万円の収入特定財源が公共施設整備基金でございますので、よろしくお願いいたします。

裏面へ行っていただきまして、文化財保護事業でございます。これは仏像のレプリカ作成でございますが、639万3,000円。こちらの収入特定財源につきましては、寄附金の充当分でございますので、よろしくお願いいたします。伝建修理・修景事業、これは安養寺の本堂屋根の修繕でございま

す、1,000万円。文化施設整備事業、短歌交流館の32万4,000円でございます。

続きまして、現年補助災害復旧事業(農地農業用施設)、こちらにつきましては、下島用水ほか23カ所、1億8,279万6,000円でございます。未収入特定財源のその他でございますが、こちらは受益者分担金118万3,000円です。同じく林業用施設、林道の勝原線ほか19路線でございます。1億1,650万円、未収入特定財源のその他は、同じく受益者分担金の14万9,000円です。

公共土木施設災害復旧の単独災害復旧事業でございます。市道の鍛治屋洞線でございまして、3,348万円、また、同じく現年補助災害復旧事業(公共土木施設)でございますが、小那比川ほか35カ所、3億8万4,000円でございます。

その他公共施設災害復旧費、単独災害復旧でございます。和良庁舎でございますが、2,935万1,000円、合わせまして27億2,461万9,000円でございます。既収入特定財源といたしましては、2億380万1,000円、未収入特定財源の国県支出金9億540万2,000円。地方債12億4,750万円、その他253万2,000円、一般財源3億6,538万4,000円となっております。ほとんどのこれらの主な理由でございますけども、全国的な災害等によりまして資材の調達に不測の日数を要したためでございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長(兼山悌孝君) 報告が終わったので質疑を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(兼山悌孝君) 質疑なしと認めます。

以上で、報告第1号の報告を終わります。

◎報告第2号について(報告)

〇議長(兼山悌孝君) 日程24、報告第2号 平成30年度郡上市国民健康保険特別会計(直営診療施 設勘定)繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告を求めます。

健康福祉部長 和田美江子君。

〇健康福祉部長(和田美江子君) 報告第2号でございます。平成30年度郡上市国民健康保険特別会計(直営診療施設勘定)繰越明許費繰越計算書の報告について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、次のとおり報告する。令和元年6月10日提出、郡上市長 日置敏明。

1 枚めくっていただきまして、災害復旧費、事業名、和良診療所災害復旧事業、翌年度繰越額が 1,186万5,000円、財源内訳としましては、国県支出金が1,186万5,000円でございます。 以上でございます。

○議長(兼山悌孝君) 報告が終わったので質疑を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(兼山悌孝君) 質疑なしと認めます。

以上で、報告第2号の報告を終わります。

◎報告第3号について(報告)

〇議長(兼山悌孝君) 日程25、報告第3号 平成30年度郡上市下水道事業特別会計繰越明許費繰越 計算書の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

環境水道部長 馬場好美君。

○環境水道部長(馬場好美君) 報告第3号 平成30年度郡上市下水道事業特別会計繰越明許費繰越 計算書の報告について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、次のとおり報告する。令 和元年6月10日提出、郡上市長 日置敏明。

1枚おめくりいただきまして、繰越計算書でございます。建設費、特定環境保全公共下水道建設 事業でございます。翌年度繰越額といたしまして60万円でございます。この内訳でございますが、 一般財源で同額の60万円でございます。

次に、建設費、農業集落排水事業でございます。翌年度繰越額860万円でございます。この内訳でございますが、未収入特定財源のその他財源の600万円と一般財源の260万円でございます。

次に、災害復旧費、農業集落排水事業でございます。翌年度繰越額240万円でございます。この 内訳でございますが、未収入特定財源の国庫支出金の169万1,000円と地方債の20万円、一般財源の 50万9,000円でございます。合計で1,160万円でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(兼山悌孝君) 報告が終わったので質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

O議長(兼山悌孝君) 質疑なしと認めます。

以上で、報告第3号の報告を終わります。

◎報告第4号について(報告)

○議長(兼山悌孝君) 日程26、報告第4号 平成30年度郡上市介護サービス事業特別会計(直営診療施設勘定)繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告を求めます。

郡上偕楽園長 松井良春君。

○郡上偕楽園長(松井良春君) 報告第4号 平成30年度郡上市介護サービス事業特別会計繰越明許

費繰越計算書の報告について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、次のとおり報告する。令和元年6月10日提出、郡上市長 日置敏明。

1 枚めくっていただいて、事業名は和良介護老人保健施設災害復旧事業です。翌年度繰越額が 1,785万7,000円、その財源内訳としまして、特定財源1,053万円、地方債が680万円、一般財源が52 万7,000円となっております。

以上です。

○議長(兼山悌孝君) 報告が終わったので質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(兼山悌孝君) 質疑なしと認めます。

以上で、報告第4号の報告を終わります。

訂正をいたします。先ほどの日程26の報告第4号の中で、直営診療施設勘定と申しましたが、この部分は、なしといたしますので、お願いします。

◎報告第5号について(報告)

〇議長(兼山悌孝君) 日程27、報告第5号 平成30年度郡上市工業団地事業特別会計繰越明許費繰 越計算書の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

商工観光部長 遠藤正史君。

○商工観光部長(遠藤正史君) 報告第5号 平成30年度郡上市工業団地事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、次のとおり報告する。 令和元年6月10日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりください。繰越計算書になりますけれども、事業名が工業団地造成事業、翌年度繰越額 1億7,492万4,000円、財源内訳ですけれども、特定財源が32万3,000円、地方債が1億7,460万円、 その他が1,000円でございます。

以上でございます。

〇議長(兼山悌孝君) 報告が終わったので質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 質疑なしと認めます。

以上で、報告第5号の報告を終わります。

◎報告第6号について(報告)

○議長(兼山悌孝君) 日程28、報告第6号 平成30年度郡上市明宝財産区特別会計繰越明許費繰越

計算書の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

総務部長 乾松幸君。

○総務部長(乾 松幸君) 報告第6号をお願いいたします。平成30年度郡上市明宝財産区特別会計 繰越明許費繰越計算書の報告について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、次のとお り報告する。令和元年6月10日提出、郡上市長 日置敏明。

1枚おめくりいただきますと、繰越計算書をつけてございます。造林事業でございます。こちらは作業道の災害復旧工事でございます。翌年度繰越額744万1,000円、既収入特定財源でございますが、基金繰入金157万円でございます。あと、その他の223万2,000円は、めいほう高原開発株式会社からの負担金でございます。一般財源363万9,000円です。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(兼山悌孝君) 報告が終わったので質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(兼山悌孝君) 質疑なしと認めます。

以上で、報告第6号の報告を終わります。

◎報告第7号について(報告)

○議長(兼山悌孝君) 日程29、報告第7号 平成30年度郡上市水道事業会計予算繰越計算書の報告 についてを議題といたします。

報告を求めます。

環境水道部長 馬場好美君。

○環境水道部長(馬場好美君) 報告第7号 平成30年度郡上市水道事業会計予算繰越計算書の報告 について、地方公営企業法第26条第3項の規定により、次のとおり報告する。令和元年6月10日提 出、郡上市長 日置敏明。

1 枚おめくりいただきまして、繰越計算書でございます。資本的支出、建設改良費、配水設備改良費、東町配水池整備事業の分といたしまして、翌年度繰越額2億1,863万2,000円、左の財源内訳といたしましては、企業債1,900万円、損益勘定留保資金1億9,963万2,000円でございます。

繰越理由といたしましては、西日本豪雨災害等の影響により盤製作の需要が増大し、納品におくれが生じたことから、築造工事も年度内完成が見込めなくなったものでございます。

次に、道路改良関連支障移転事業分といたしまして、翌年度繰越額2,336万8,000円、左の財源内 訳といたしましては、企業債480万円、損益勘定留保資金2,156万8,000円でございます。

繰越理由といたしましては、本工事は道路改良に伴う支障移転工事であり、道路工事の年度内完

成が見込めなくなったことから、同調工事である本工事においても年度内完成が見込めなくなった ものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(兼山悌孝君) 報告が終わったので質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(兼山悌孝君) 質疑なしと認めます。

以上で、報告第7号の報告を終わります。

◎報告第8号について(報告)

〇議長(兼山悌孝君) 日程30、報告第8号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

総務部長 乾松幸君。

○総務部長(乾 松幸君) 報告第8号でございます。専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。令和元年6月10日提出、郡上市長 日置敏明。

1枚おめくりいただきまして、専決第1号でございます。

専決処分書(和解及び損害賠償の額の決定について)でございまして、和解及び損害賠償の額を 決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。令和 元年5月21日、郡上市長 日置敏明。

損害賠償による和解の内容でございます。平成31年2月5日午後2時30分ごろ、明宝振興事務所振興課職員が、ごみ収集指定場所の現況確認のため、郡上市明宝大谷地内の国道472号において公用車を運転中、ごみ収集指定場所に隣接する明宝医院駐車場に入るため右折したところ、国道472号を直進してきた相手車両と衝突した。

市は示談により下記金額で損害を賠償するものでございます。市の過失割合といたしましては90%です。

損害賠償の相手方は、ごらんのとおりでございます。

損害賠償の額、68万6,182円でございます。

職員の交通事故防止につきましては、機会あるごとに周知徹底を図っているわけでございますが、 改めて事故防止に取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。申しわけご ざいませんでした。

〇議長(兼山悌孝君) 報告が終わったので質疑を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 質疑なしと認めます。

以上で、報告第8号の報告を終わります。

◎議報告第1号について(報告)

〇議長(兼山悌孝君) 日程31、議報告第1号 諸般の報告について(議員派遣・委員会の委員派遣 の報告)。議員派遣及び委員会の委員派遣について、別紙写しのとおり承認しましたので、お目通 しいただき、報告にかえます。

◎議報告第2号について(報告)

○議長(兼山悌孝君) 日程32、議報告第2号 諸般の報告について(例月出納検査の結果)、例月 出納検査の結果が監査委員より別紙写しのとおり提出されましたので、お目通しいただき、報告に かえます。

6月1日までに受理しました要望は、お手元に配付いたしました文書表のとおり所管の常任委員 会に付託しましたので、報告いたします。

環境水道部長より発言の許可を求められましたので、許可いたします。

〇環境水道部長(馬場好美君) 先ほど報告しました水道事業の繰越計算書について、ちょっと訂正をさせていただきます。

翌年度繰越額で2,336万8,000円といたしましたが、300万円合計額が、財源内訳を合計しますと300万円違っておりまして、合計額のほうが2,636万8,000円となりますので、済みませんが、よろしくお願いいたします。済みません。

済みません、後で報告します。

〇議長(兼山悌孝君) 暫時休憩とします。

(午後 2時35分)

○議長(兼山悌孝君) それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

(午後 2時38分)

○議長(兼山悌孝君) 先ほどの環境水道部長よりの報告を求めます。 環境水道部長 馬場好美君。

〇環境水道部長(馬場好美君) 済みません、報告第7号について訂正させていただきます。

先ほど、道路改良関連支障移転事業の分といたしまして、翌年度繰越額2,336万8,000円でございます。その内訳といたしまして、企業債が480万円で、損益勘定留保資金でございますが、1,856万

8,000円の間違いでございましたので、訂正をお願いいたします。済みませんでした。

〇議長(兼山悌孝君) 以上、訂正がございましたが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

O議長(兼山悌孝君) ありがとうございます。それでは、しかるべくよろしくお願いします。

◎散会の宣告

○議長(兼山悌孝君) 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。 長時間にわたり慎重に御審議いただき、ありがとうございました。 本日はこれで散会いたします。御苦労さんでした。

(午後 2時40分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 兼 山 悌 孝

郡上市議会議員 古川文雄

郡上市議会議員 清水正照